

勸告	説明図表番号
<p>ウ 飼養衛生管理基準等の遵守状況に関する情報の正確性の確保</p> <p>農林水産省は、毎年度発出する防疫対策強化通知において、農場における飼養衛生管理基準等（注 1）の遵守状況について、都道府県に対し、立入検査により確認し、その結果を報告するよう求め（注 2）、同省は、その報告を基に、飼養衛生管理基準等の遵守状況を取りまとめ、公表するとともに、これらの結果を施策の企画・立案に活用している。</p> <p>（注 1）飼養衛生管理基準に定める項目のほか、農林水産省が都道府県に対し示した立入検査で確認すべき項目をまとめた飼養衛生管理基準チェックシートの中で、飼養衛生管理基準には規定されていないが、飼養衛生管理の上で有効なものであるため、必要に応じてその実施を指導するよう求めている項目を含む。</p> <p>（注 2）農林水産省は、都道府県に対し、農場に対する飼養衛生管理基準等の遵守指導の状況として、「指導が不要だった農場数」、「指導を行った農場数」（この内訳として、「改善済」の農場数及び「改善指導中」の農場数）を、また、飼養衛生管理基準等の項目別の遵守状況として、「改善済の農場数」及び「改善指導中の農場数」などを、それぞれ報告するよう求めている。</p> <p>今回、調査対象 17 道府県（20 家畜保健衛生所）における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果（平成 25 年度）の農林水産省に対する報告状況を調査したところ、以下のとおり、防疫対策強化通知に定める報告要領の不備、報告対象等に対する道府県の誤解などにより、適切な報告がなされていないものが 8 道県でみられ、その結果、農林水産省において、飼養衛生管理基準等の遵守状況を正確に把握できていない状況がみられた。</p> <p>① 報告要領の不備により、道府県から適切な報告がなされず、飼養衛生管理基準等の遵守状況が正確に把握できていないもの</p> <p>農林水産省は、飼養衛生管理基準等の項目別の遵守状況として、「改善済の農場数」及び「改善指導中の農場数」の報告を求めているが、防疫対策強化通知の報告要領において、飼養衛生管理基準等の遵守状況を確認していない項目がある場合の記載方法を定めていない。</p> <p>このため、立入検査で飼養衛生管理基準等の遵守状況を確認していない項目について、便宜上、「改善済の農場数」及び「改善指導中の農場数」を「0」又は空欄で報告しているものが 4 道県みられた（北海道（網走家畜保健衛生所）、岩手県（県南家畜保健衛生所）、山梨県及び宮崎県）（注 3）。</p> <p>一方、この報告を受けた農林水産省は、「改善済の農場数」及び「改善指導中の農場数」は該当がない、すなわち、これらの農場に対する指導事項等はなく、飼養衛生管理基準等の該当項目を遵守しているものと集計しており、飼養衛生管理基準等の項目別の遵守状況を正確に把握できていない。</p> <p>（注 3）山梨県及び宮崎県については、県本庁担当課の調査において、県下の全家畜保健衛生所において同様の状況となっていることが確認されたため、県単位としている。</p>	<p>表 2-(4)-ア-② （再掲） 表 2-(4)-ウ-① - i ~ iii</p> <p>表 2-(4)-ウ-②</p>

- ② 報告対象等に対する道府県の誤解などにより、道府県から適切な報告がなされず、飼養衛生管理基準等の遵守状況が正確に把握できていないもの
- i) 大規模農場以外の農場における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果については報告対象ではないと誤解し、これら農場の飼養衛生管理基準等の遵守状況が未報告となっている（北海道（十勝家畜保健衛生所））。
 - ii) 飼養衛生管理基準等の遵守について改善指導を行っているにもかかわらず、その違反が軽微である、家畜の所有者が改善の意思を表明しているなどを理由として、「指導が不要だった農場」として報告している（岩手県（県南家畜保健衛生所）、栃木県（県北家畜保健衛生所）及び沖縄県（中央家畜保健衛生所））。
 - iii) 飼養衛生管理基準等の遵守について改善指導を行った農場について、改善措置の状況を実地に確認していないにもかかわらず、家畜の所有者から改善の意思を確認したことなどをもって、「改善済」として報告している（北海道（網走家畜保健衛生所）及び新潟県（中央家畜保健衛生所））。
 - iv) 報告様式の記載欄を間違えるなどにより、飼養衛生管理基準等の遵守状況が正確に報告されていない（群馬県（中部家畜保健衛生所）及び新潟県（中央家畜保健衛生所））。

【所見】

したがって、農林水産省は、農場における飼養衛生管理基準等の遵守状況を正確に把握する観点から、防疫対策強化通知の報告要領を見直した上で、都道府県に対し、立入検査による確認結果を正確に報告するよう、指導を行う必要がある。

表2-(4)-ウ-①-i 都道府県による防疫対策強化通知に基づく飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果(畜種別)

(単位:農場数、%)

畜種	年度	立入農場数 (①+②)		①指導が不要だった農場数				②指導を行った農場数 (③+④)			③うち、改善済みの農場数			④うち、改善指導中の農場数	
		A	B	B/A	C	C/A	D	D/C	E	E/C					
牛	23	1,062	542	51.0%	520	49.0%	125	24.0%	395	76.0%					
	24	48,749	20,979	43.0%	27,770	57.0%	5,085	18.3%	22,685	81.7%					
	25	46,365	20,107	43.4%	26,258	56.6%	5,140	19.6%	21,118	80.4%					
肉用	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
	24	36,433	15,082	41.4%	21,351	58.6%	3,404	15.9%	17,947	84.1%					
	25	35,043	14,974	42.7%	20,069	57.3%	3,412	17.0%	16,657	83.0%					
乳用	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
	24	12,316	5,897	47.9%	6,419	52.1%	1,681	26.2%	4,738	73.8%					
	25	11,322	5,133	45.3%	6,189	54.7%	1,728	27.9%	4,461	72.1%					
豚	23	764	460	60.2%	304	39.8%	59	19.4%	245	80.6%					
	24	5,918	2,878	48.6%	3,040	51.4%	714	23.5%	2,326	76.5%					
	25	4,752	2,419	50.9%	2,333	49.1%	520	22.3%	1,813	77.7%					
牛・豚(計)	23	1,826	1,002	54.9%	824	45.1%	184	22.3%	640	77.7%					
	24	54,667	23,857	43.6%	30,810	56.4%	5,799	18.8%	25,011	81.2%					
	25	51,117	22,526	44.1%	28,591	55.9%	5,660	19.8%	22,931	80.2%					
牛・豚等(計)	23	1,826	1,002	54.9%	824	45.1%	184	22.3%	640	77.7%					
	24	56,552	25,234	44.6%	31,318	55.4%	5,910	18.9%	25,408	81.1%					
	25	52,375	23,333	44.5%	29,042	55.5%	5,770	19.9%	23,272	80.1%					
鶏	23	8,952	5,860	65.5%	3,092	34.5%	1,969	63.7%	1,123	36.3%					
	24	8,862	5,766	65.1%	3,096	34.9%	1,519	49.1%	1,577	50.9%					
	25	8,545	5,966	69.8%	2,579	30.2%	1,082	42.0%	1,497	58.0%					
肉用	23	4,179	2,801	67.0%	1,378	33.0%	1,081	78.4%	297	21.6%					
	24	4,180	3,127	74.8%	1,053	25.2%	651	61.8%	402	38.2%					
	25	4,082	3,232	79.2%	850	20.8%	441	51.9%	409	48.1%					
採卵	23	4,773	3,059	64.1%	1,714	35.9%	888	51.8%	826	48.2%					
	24	4,682	2,639	56.4%	2,043	43.6%	868	42.5%	1,175	57.5%					
	25	4,463	2,734	61.3%	1,729	38.7%	641	37.1%	1,088	62.9%					
家さん(計)	23	9,236	6,045	65.5%	3,191	34.5%	2,026	63.5%	1,165	36.5%					
	24	9,133	5,910	64.7%	3,223	35.3%	1,578	49.0%	1,645	51.0%					
	25	8,789	6,108	69.5%	2,681	30.5%	1,118	41.7%	1,563	58.3%					

(注)I 農林水産省の「牛・豚等農場における飼養衛生管理基準の遵守状況」及び「家さん飼養農場における飼養衛生管理基準の確認及び指導の結果」を基に当省が作成した。

2 本表の数値は、47都道府県における各年度の最終報告結果を集計している。

3 農林水産省は、平成23年度において、i)都道府県に対し、「牛及び豚の大規模所有者の農場(1家畜保健衛生所当たり畜種ごとに30以上の農場(農場数が30未満の畜種にあっては、当該畜種の全ての農場))及び都道府県が必要と考える牛及び豚以外の家畜(水牛、鹿、めん羊、山羊及びひのし)の農場(農場数は任意)」に対し立入検査を実施するよう通知していたため、24年度及び25年度に比べて立入検査を実施した農場数が少なくなっている、ii)牛については、成牛・育成牛を区分し、肉用牛・乳用牛を区分して「-」としている、なお、鶏については、いずれの年度も100羽以上を飼養する農場を対象としている。

4 「牛・豚等」には、肉用牛、乳用牛及び豚のほか、水牛、鹿、めん羊、山羊、いのししを含む、「家さん」には、肉用鶏、採卵鶏及び卵用種鶏のほか、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を含む。

表2-4)-ウ①-ii 都道府県による防疫対策強化通知に基づく飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果(都道府県別)

調査対象道府県	年度	牛、豚等を飼養する農場										家さんを飼養する農場																
		立入農場数 (①+②)					②指導を行った 農場数 (③+④)					立入農場数 (⑤+⑥)					⑤指導が不要 だった農場数					⑥指導を行った 農場数 (⑦+⑧)						
		A	B	B/A	C	C/A	D	D/C	E	E/C	F	F/C	H	I	I/H	J	J/H	K	K/J	L	L/J	H	I	I/H	J	J/H	K	K/J
北海道	23	291	209	71.8%	82	28.2%	39	47.6%	43	52.4%	248	221	89.1%	27	10.9%	27	100.0%	0	0.0%	248	221	89.1%	27	10.9%	27	100.0%	0	0.0%
	24	3,185	2,730	85.7%	455	14.3%	268	58.9%	187	41.1%	232	194	83.6%	38	16.4%	35	92.1%	3	7.9%	232	194	83.6%	38	16.4%	35	92.1%	3	7.9%
	25	3,038	2,637	86.8%	401	13.2%	341	85.0%	60	15.0%	240	223	92.9%	17	7.1%	17	100.0%	0	0.0%	240	223	92.9%	17	7.1%	17	100.0%	0	0.0%
宮城県	23	48	40	83.3%	8	16.7%	6	75.0%	2	25.0%	170	169	99.4%	1	0.6%	0	0.0%	1	100.0%	170	169	99.4%	1	0.6%	0	0.0%	1	100.0%
	24	1,283	693	54.0%	590	46.0%	590	100.0%	0	0.0%	163	99	60.7%	64	39.3%	63	98.4%	1	1.6%	163	99	60.7%	64	39.3%	63	98.4%	1	1.6%
	25	1,376	603	43.8%	773	56.2%	166	21.5%	607	78.5%	151	107	70.9%	44	29.1%	43	97.7%	1	2.3%	151	107	70.9%	44	29.1%	43	97.7%	1	2.3%
岩手県	23	61	44	72.1%	17	27.9%	1	5.9%	16	94.1%	528	525	99.4%	3	0.6%	3	100.0%	0	0.0%	528	525	99.4%	3	0.6%	3	100.0%	0	0.0%
	24	1,655	905	54.7%	750	45.3%	1	0.1%	749	99.9%	532	523	98.3%	9	1.7%	9	100.0%	0	0.0%	532	523	98.3%	9	1.7%	9	100.0%	0	0.0%
	25	1,569	896	57.1%	673	42.9%	5	0.7%	668	99.3%	528	513	97.2%	15	2.8%	15	100.0%	0	0.0%	528	513	97.2%	15	2.8%	15	100.0%	0	0.0%
秋田県	23	16	11	68.8%	5	31.3%	1	20.0%	4	80.0%	167	146	87.4%	21	12.6%	21	100.0%	0	0.0%	167	146	87.4%	21	12.6%	21	100.0%	0	0.0%
	24	477	106	22.2%	371	77.8%	103	27.8%	268	72.2%	164	90	54.9%	74	45.1%	69	93.2%	5	6.8%	164	90	54.9%	74	45.1%	69	93.2%	5	6.8%
	25	570	191	33.5%	379	66.5%	96	25.3%	283	74.7%	156	122	78.2%	34	21.8%	29	85.3%	5	14.7%	156	122	78.2%	34	21.8%	29	85.3%	5	14.7%
栃木県	23	115	92	80.0%	23	20.0%	23	100.0%	0	0.0%	153	104	68.0%	49	32.0%	49	100.0%	0	0.0%	153	104	68.0%	49	32.0%	49	100.0%	0	0.0%
	24	2,095	899	42.9%	1,196	57.1%	1,192	99.7%	4	0.3%	148	117	79.1%	31	20.9%	29	93.5%	2	6.5%	148	117	79.1%	31	20.9%	29	93.5%	2	6.5%
	25	1,973	996	50.5%	977	49.5%	977	100.0%	0	0.0%	139	104	74.8%	35	25.2%	23	65.7%	12	34.3%	139	104	74.8%	35	25.2%	23	65.7%	12	34.3%
群馬県	23	72	16	22.2%	56	77.8%	8	14.3%	48	85.7%	208	193	92.8%	15	7.2%	13	86.7%	2	13.3%	208	193	92.8%	15	7.2%	13	86.7%	2	13.3%
	24	927	233	25.1%	694	74.9%	123	17.7%	571	82.3%	201	157	78.1%	44	21.9%	32	72.7%	12	27.3%	201	157	78.1%	44	21.9%	32	72.7%	12	27.3%
	25	931	455	48.9%	476	51.1%	140	29.4%	336	70.6%	196	116	59.2%	80	40.8%	38	47.5%	42	52.5%	196	116	59.2%	80	40.8%	38	47.5%	42	52.5%
新潟県	23	24	16	66.7%	8	33.3%	0	0.0%	8	100.0%	138	104	75.4%	34	24.6%	34	100.0%	0	0.0%	138	104	75.4%	34	24.6%	34	100.0%	0	0.0%
	24	706	287	40.7%	419	59.3%	348	83.1%	71	16.9%	136	79	58.1%	57	41.9%	57	100.0%	0	0.0%	136	79	58.1%	57	41.9%	57	100.0%	0	0.0%
	25	670	316	47.2%	354	52.8%	222	62.7%	132	37.3%	128	99	77.3%	29	22.7%	29	100.0%	0	0.0%	128	99	77.3%	29	22.7%	29	100.0%	0	0.0%
山梨県	23	5	5	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	70	61	87.1%	9	12.9%	7	77.8%	2	22.2%	70	61	87.1%	9	12.9%	7	77.8%	2	22.2%
	24	198	4	2.0%	194	98.0%	16	8.2%	178	91.8%	70	52	74.3%	18	25.7%	17	94.4%	1	5.6%	70	52	74.3%	18	25.7%	17	94.4%	1	5.6%
	25	182	27	14.8%	155	85.2%	24	15.5%	131	84.5%	64	21	32.8%	43	67.2%	33	76.7%	10	23.3%	64	21	32.8%	43	67.2%	33	76.7%	10	23.3%
愛知県	23	107	44	41.1%	63	58.9%	0	0.0%	63	100.0%	322	295	91.6%	27	8.4%	19	70.4%	8	29.6%	322	295	91.6%	27	8.4%	19	70.4%	8	29.6%
	24	708	286	40.4%	422	59.6%	48	11.4%	374	88.6%	359	119	33.1%	240	66.9%	82	34.2%	158	65.8%	359	119	33.1%	240	66.9%	82	34.2%	158	65.8%
	25	1,031	442	42.9%	589	57.1%	88	14.9%	501	85.1%	323	253	78.3%	70	21.7%	40	57.1%	30	42.9%	323	253	78.3%	70	21.7%	40	57.1%	30	42.9%
大阪府	23	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	36	35	97.2%	1	2.8%	1	100.0%	0	0.0%	36	35	97.2%	1	2.8%	1	100.0%	0	0.0%
	24	79	18	22.8%	61	77.2%	3	4.9%	58	95.1%	34	1	2.9%	33	97.1%	13	39.4%	20	60.6%	34	1	2.9%	33	97.1%	13	39.4%	20	60.6%
	25	70	16	22.9%	54	77.1%	3	5.6%	51	94.4%	30	17	56.7%	13	43.3%	4	30.8%	9	69.2%	30	17	56.7%	13	43.3%	4	30.8%	9	69.2%
鳥取県	23	13	8	61.5%	5	38.5%	0	0.0%	5	100.0%	84	84	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	84	84	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	24	544	1	0.2%	543	99.8%	14	2.6%	529	97.4%	80	34	42.5%	46	57.5%	27	58.7%	19	41.3%	80	34	42.5%	46	57.5%	27	58.7%	19	41.3%
	25	551	7	1.3%	544	98.7%	539	99.1%	5	0.9%	84	31	36.9%	53	63.1%	28	52.8%	25	47.2%	84	31	36.9%	53	63.1%	28	52.8%	25	47.2%
島根県	23	25	9	36.0%	16	64.0%	7	43.8%	9	56.3%	45	19	42.2%	26	57.8%	12	46.2%	14	53.8%	45	19	42.2%	26	57.8%	12	46.2%	14	53.8%
	24	326	73	22.4%	253	77.6%	18	7.1%	235	92.9%	44	31	70.5%	13	29.5%	2	15.4%	11	84.6%	44	31	70.5%	13	29.5%	2	15.4%	11	84.6%
	25	1,159	116	10.0%	1,043	90.0%	156	15.0%	887	85.0%	40	25	62.5%	15	37.5%	6	40.0%	9	60.0%	40	25	62.5%	15	37.5%	6	40.0%	9	60.0%
福岡県	23	11	4	36.4%	7	63.6%	1	14.3%	6	85.7%	219	108	49.3%	111	50.7%	43	38.7%	68	61.3%	219	108	49.3%	111	50.7%	43	38.7%	68	61.3%
	24	287	17	5.9%	270	94.1%	5	1.9%	265	98.1%	215	47	21.9%	168	78.1%	65	38.7%	103	61.3%	215	47	21.9%	168	78.1%	65	38.7%	103	61.3%
	25	281	26	9.3%	255	90.7%	20	7.8%	235	92.2%	199	90	45.2%	109	54.8%	30	27.5%	79	72.5%	199	90	45.2%	109	54.8%	30	27.5%	79	72.5%
熊本県	23	99	21	21.2%	78	78.8%	1	1.3%	77	98.7%	240	110	45.8%	130	54.2%	26	20.0%	104	80.0%	240	110	45.8%	130	54.2%	26	20.0%	104	80.0%
	24	3,657	122	3.3%	3,535	96.7%	5	0.1%	3,530	99.9%	229	64	27.9%	165	72.1%	42	25.5%	123	74.5%	229	64	27.9%	165	72.1%	42	25.5%	123	74.5%
	25	3,428	360	10.5%	3,068	89.5%	168	5.5%	2,900	94.5%	220	86	39.1%	134	60.9%	18	13.4%	116	86.6%	220	86	39.1%	134	60.9%	18	13.4%	116	86.6%

(単位：農場数、%)

調査対象道府県	年度	牛、豚等を飼養する農場										家きんを飼養する農場									
		立入農場数 (①+②)					②指導を行った農場数 (③+④)					立入農場数 (⑤+⑥)					⑥指導を行った農場数 (⑦+⑧)				
		A	B	B/A	C	C/A	D	D/C	E	E/C	H	I	I/H	J	J/H	K	K/J	L	L/J		
宮崎県	23	113	89	78.8%	24	21.2%	18	75.0%	6	25.0%	999	267	26.7%	732	73.3%	704	96.2%	28	3.8%		
	24	3,986	2,896	72.7%	1,090	27.3%	0	0.0%	1,090	100.0%	1,008	813	80.7%	195	19.3%	164	84.1%	31	15.9%		
	25	3,317	2,492	75.1%	825	24.9%	244	29.6%	581	70.4%	996	863	86.6%	133	13.4%	113	85.0%	20	15.0%		
鹿児島県	23	173	68	39.3%	105	60.7%	22	21.0%	83	79.0%	1,031	842	81.7%	189	18.3%	143	75.7%	46	24.3%		
	24	10,582	2,952	27.9%	7,630	72.1%	38	0.5%	7,592	99.5%	1,018	715	70.2%	303	29.8%	158	52.1%	145	47.9%		
	25	8,861	2,404	27.1%	6,457	72.9%	18	0.3%	6,439	99.7%	974	752	77.2%	222	22.8%	81	36.5%	141	63.5%		
沖縄県	23	16	10	62.5%	6	37.5%	1	16.7%	5	83.3%	118	63	53.4%	55	46.6%	45	81.8%	10	18.2%		
	24	2,725	2,302	84.5%	423	15.5%	287	67.8%	136	32.2%	108	83	76.9%	25	23.1%	17	68.0%	8	32.0%		
	25	830	400	48.2%	430	51.8%	268	62.3%	162	37.7%	119	94	79.0%	25	21.0%	17	68.0%	8	32.0%		
17道府県計	23	1,189	686	57.7%	503	42.3%	128	25.4%	375	74.6%	4,776	3,346	70.1%	1,430	29.9%	1,147	80.2%	283	19.8%		
	24	33,420	14,524	43.5%	18,896	56.5%	3,059	16.2%	15,837	83.8%	4,741	3,218	67.9%	1,523	32.1%	881	57.8%	642	42.2%		
	25	29,837	12,384	41.5%	17,453	58.5%	3,475	19.9%	13,978	80.1%	4,587	3,516	76.7%	1,071	23.3%	564	52.7%	507	47.3%		
47道府県計	23	1,826	1,002	54.9%	824	45.1%	184	22.3%	640	77.7%	9,236	6,045	65.5%	3,191	34.5%	2,026	63.5%	1,165	36.5%		
	24	56,552	25,234	44.6%	31,318	55.4%	5,910	18.9%	25,408	81.1%	9,133	5,910	64.7%	3,223	35.3%	1,578	49.0%	1,645	51.0%		
	25	52,375	23,333	44.5%	29,042	55.5%	5,770	19.9%	23,272	80.1%	8,789	6,108	69.5%	2,681	30.5%	1,118	41.7%	1,563	58.3%		

(注) 1 農林水産省の「牛・豚等農場における飼養衛生管理基準の遵守状況」及び「家きん飼養農場における飼養衛生管理基準の確認及び指導の結果」を基に当省が作成した。

2 農林水産省は、平成23年度において、都道府県に対し、「牛及び豚の大規模所有者の農場（1家畜保健衛生所当たり畜種ごとに30以上の農場（農場数が30未満の畜種にあつては、当該畜種の全ての農場））及び都道府県が必要と考える牛及び豚以外の家畜（水牛、鹿、めん羊、山羊及びひのしし）の農場（農場数は任意）」に対し立入検査を実施するよう通知していたため、24年度及び25年度に比べて立入検査を実施した農場数が少なくなっている。なお、鶏については、いずれの年度も100羽以上を飼養する農場を対象としている。

3 「牛・豚等」には、肉用牛、乳用牛及び豚のほか、水牛、鹿、めん羊、山羊、いのししを含み、「家きん」には、肉用鶏、採卵種鶏、採卵種鶏及び卵用種鶏のほか、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろぼろ鳥及び七面鳥を含む。

表2-(4)-ウ-①-iii 都道府県による防疫対策強化通知に基づく飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果(項目別)
(牛又は豚農場) (単位:農場数、%)

飼養衛生管理基準チェックシートの項目	肉用牛		乳用牛		豚	
	大規模	その他	大規模	その他	大規模	その他
1 防疫に関する情報の把握	99.4%	99.6%	99.8%	99.7%	100.0%	99.8%
2 (1) 衛生管理区域の設定	99.2%	98.0%	99.3%	97.6%	100.0%	98.8%
(2) 衛生管理区域の境界の明瞭化	98.1%	94.7%	96.6%	92.5%	98.9%	96.1%
3 人・車両の入場制限	97.4%	88.6%	98.6%	93.1%	98.4%	94.7%
4 (1) 車両用の消毒薬の常設	90.8%	76.9%	89.5%	77.2%	95.7%	84.4%
(2) 車両消毒の実施	89.5%	75.0%	88.1%	76.2%	95.3%	83.4%
5 (1) 立入者用の消毒薬の常設	91.2%	81.7%	93.6%	86.2%	98.2%	90.1%
(2) 立入者の消毒の実施	90.7%	81.3%	93.4%	86.1%	97.8%	89.2%
6 (1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用(※)	91.6%	81.5%	96.8%	91.6%	99.2%	95.1%
(2) 適切な方法による衣服・靴の着用(※)	83.7%	79.1%	95.7%	88.7%	98.8%	93.6%
7 立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	98.9%	95.3%	96.6%	95.3%	99.5%	97.2%
8 他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒	98.6%	96.3%	97.9%	96.3%	99.7%	98.4%
9 海外使用物品の持ち込み制限	97.9%	97.2%	96.6%	96.3%	99.6%	98.6%
10 適切に処理された食品循環資源の利用(※)	98.5%	95.9%	98.9%	96.5%	99.6%	95.9%
11 (1) 給餌施設への排泄物混入防止対策	96.8%	88.9%	94.7%	89.4%	99.3%	93.6%
(2) 飼料保管場所への排泄物混入防止対策	96.6%	93.8%	95.4%	91.2%	97.8%	95.8%
12 飲用に適した水の給与	99.0%	96.7%	99.8%	98.0%	99.0%	97.1%
13 (1) 衛生管理区域への野生動物侵入対策(※)	74.4%	67.3%	73.5%	69.9%	78.3%	74.9%
(2) 畜舎への野生動物侵入対策(※)	75.3%	67.4%	75.6%	70.7%	90.0%	79.4%
(3) 糞尿処理施設への野生動物侵入対策(※)	70.4%	64.6%	71.7%	68.7%	80.7%	74.2%
14 (1) 畜舎・器具の洗浄又は消毒	98.4%	96.3%	99.5%	96.6%	99.5%	98.0%
(2) 使用物品の家畜ごとの交換	97.6%	97.1%	100.0%	97.2%	96.3%	91.5%
15 畜舎・畜房・ハッチの清掃及び消毒	96.3%	93.4%	99.3%	95.5%	99.6%	97.5%
16 適切な密度での飼養	99.7%	99.2%	100.0%	99.5%	98.9%	99.2%
17 (1) 糞尿運搬時の車両消毒(※)	86.7%	75.9%	86.5%	79.7%	92.3%	88.6%
(2) 糞尿運搬時の飛散防止対策(※)	93.9%	84.8%	92.0%	88.8%	96.2%	93.3%
18 家畜保健衛生所への連絡体制の確保	99.9%	99.8%	100.0%	99.7%	98.5%	99.6%
19 家畜の異状時の獣医師の診療・指導	99.7%	99.8%	100.0%	99.8%	99.9%	99.1%
20 毎日の家畜の健康観察	99.9%	99.8%	100.0%	99.8%	99.9%	99.8%
21 (1) 導入元の疾病発生状況等の確認	99.4%	95.4%	96.3%	95.2%	99.7%	98.1%
(2) 導入畜の隔離の実施	95.8%	89.5%	91.1%	89.0%	98.9%	94.1%
22 移動前の健康状態の確認	99.7%	99.6%	99.8%	99.6%	99.9%	99.7%
23 埋却・焼却・化製処理の準備	95.7%	95.8%	99.1%	96.6%	91.2%	93.7%
24 (1) 立入時の記帳等の周知(※)	82.4%	68.2%	89.3%	76.4%	86.7%	75.8%
(2) 立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管	87.9%	71.5%	92.7%	80.9%	92.0%	82.4%
25 獣医師による定期指導	98.3%	100.0%	99.8%	100.0%	99.0%	100.0%
26 従業員による通報体制の確保	96.4%	100.0%	97.7%	100.0%	95.2%	100.0%
立入農場数(47都道府県)	978	34,065	438	10,884	729	4,023

(注)1 農林水産省の「牛・豚等農場における飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果(平成26年3月31日時点)」を基に当省が作成した。

2 「大規模」は牛又は豚の大規模農場を、「その他」は大規模農場以外の牛又は豚農場を示す。

3 下線(ゴシック体)は、定期報告の内容と重複する項目を示す。

4 網掛け(※)は、農林水産省が都道府県に対し示している立入検査で確認すべき項目をまとめた飼養衛生管理基準チェックシートの中で、飼養衛生管理基準に規定されていないが、飼養衛生管理の上で有効なものであるため、必要に応じてその実施を指導するよう求めている項目を示す。

6(1)及び10の項目にあっては、牛農場に限るもので、豚農場については、飼養衛生管理基準に規定されている項目である。

5 「立入農場数」欄は、47都道府県の合計である。

6 数値(%)は立入農場数に対する遵守農場数の割合を示す。

(鶏農場)

(単位:農場数、%)

飼養衛生管理基準チェックシートの項目	鶏(肉用)		鶏(肉用種鶏)		鶏(卵用)		鶏(卵用種鶏)	
	1,000羽以上	100羽以上1,000羽未満	1,000羽以上	100羽以上1,000羽未満	1,000羽以上	100羽以上1,000羽未満	1,000羽以上	100羽以上1,000羽未満
1 防疫に関する情報の把握	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
2 (1) 衛生管理区域の設定	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.0%	100.0%	100.0%
(2) 衛生管理区域の境界の明瞭化	100.0%	99.0%	100.0%	100.0%	98.0%	95.0%	100.0%	100.0%
3 人・車両の入場制限	100.0%	97.0%	100.0%	100.0%	98.0%	96.0%	100.0%	100.0%
4 (1) 車両用消毒薬の常設	98.0%	93.0%	99.0%	100.0%	94.0%	88.0%	99.0%	100.0%
(2) 車両消毒の実施	98.0%	92.0%	99.0%	100.0%	94.0%	88.0%	99.0%	100.0%
5 (1) 立入者用の消毒薬の常設	99.0%	96.0%	100.0%	100.0%	96.0%	90.0%	100.0%	100.0%
(2) 立入者の消毒の実施	99.0%	96.0%	100.0%	100.0%	94.0%	89.0%	100.0%	100.0%
6 (1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用	100.0%	98.0%	100.0%	100.0%	97.0%	92.0%	98.0%	100.0%
(2) 家きん舎ごとの専用の靴の着用	96.0%	96.0%	99.0%	100.0%	89.0%	86.0%	97.0%	100.0%
(3) 適切な方法による衣服・靴の着用(※)	97.0%	92.0%	99.0%	100.0%	93.0%	85.0%	98.0%	100.0%
7 立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	100.0%	99.0%	100.0%	100.0%	99.0%	99.0%	100.0%	100.0%
8 他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒	100.0%	99.0%	100.0%	100.0%	99.0%	99.0%	100.0%	100.0%
9 海外使用物品の持ち込み制限	100.0%	99.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.0%	100.0%	100.0%
10 (1) 給餌施設への排泄物混入防止対策	100.0%	99.0%	100.0%	100.0%	99.0%	97.0%	100.0%	100.0%
(2) 飼料保管場所への排泄物混入防止対策	100.0%	98.0%	100.0%	100.0%	99.0%	96.0%	100.0%	100.0%
11 飲用に適した水の給与	100.0%	99.0%	100.0%	100.0%	99.0%	97.0%	100.0%	100.0%
12 (1) 衛生管理区域への野生動物侵入対策(※)	82.0%	82.0%	76.0%	90.0%	67.0%	76.0%	83.0%	100.0%
(2) 家きん舎への野生動物侵入対策	99.0%	96.0%	100.0%	100.0%	96.0%	96.0%	100.0%	100.0%
(3) 破損箇所の定期的確認及び修繕	99.0%	95.0%	100.0%	100.0%	96.0%	96.0%	100.0%	100.0%
(4) 排せつ物処理施設への野生動物侵入対策(※)	92.0%	91.0%	87.0%	100.0%	76.0%	84.0%	88.0%	100.0%
13 (1) 家きん舎の破損箇所の修繕	100.0%	98.0%	100.0%	100.0%	97.0%	97.0%	100.0%	100.0%
(2) 家きん舎のねずみ・害虫の駆除	99.0%	97.0%	100.0%	100.0%	98.0%	95.0%	100.0%	100.0%
14 家きん舎・器具の清掃又は消毒	100.0%	98.0%	100.0%	100.0%	99.0%	97.0%	100.0%	100.0%
15 空の家きん舎・ケージの清掃及び消毒	100.0%	98.0%	100.0%	100.0%	99.0%	95.0%	100.0%	100.0%
16 適切な密度での飼養	100.0%	99.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
17 (1) 排せつ物運搬時の車両消毒(※)	94.0%	94.0%	97.0%	100.0%	93.0%	88.0%	99.0%	100.0%
(2) 排せつ物運搬時の飛散防止対策(※)	98.0%	97.0%	99.0%	100.0%	96.0%	93.0%	99.0%	100.0%
18 家畜保健衛生所への連絡体制の確保	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
19 家きん舎の異状時の獣医師の診療・指導	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.0%	99.0%	100.0%	100.0%
20 毎日の家畜の健康観察	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
21 (1) 導入元の疾病発生状況等の確認	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
(2) 導入家きん舎の隔離の実施	100.0%	99.0%	100.0%	100.0%	99.0%	98.0%	100.0%	100.0%
22 移動前の健康状態の確認	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
23 埋却・焼却・化製処理の準備	97.0%	98.0%	95.0%	90.0%	96.0%	98.0%	95.0%	100.0%
24 (1) 立入時の記帳等の周知(※)	87.0%	85.0%	87.0%	90.0%	79.0%	78.0%	92.0%	100.0%
(2) 立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管	99.0%	94.0%	99.0%	100.0%	96.0%	90.0%	100.0%	100.0%
25 獣医師による定期指導	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
26 従業員による通報体制の確保	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.0%	100.0%
立入農場数(47都道府県)	3,388	191	493	10	2,977	1,356	128	2

(注)1 農林水産省の「家きん農場における飼養衛生管理基準の遵守状況(平成26年2月28日時点)」を基に当省が作成した。

2 「1,000羽以上」は1,000羽以上の鶏農場を、「100羽以上1,000羽未満」は100羽以上1,000羽未満の鶏農場を示す。

3 下線(ゴシック体)は、定期報告の内容と重複する項目を示す。

4 網掛け(※)は、農林水産省が都道府県に対し示している立入検査で確認すべき項目をまとめた飼養衛生管理基準チェックシートの中で、飼養衛生管理基準に規定されていないが、飼養衛生管理の上で有効なものであるため、必要に応じてその実施を指導するよう求めている項目を示す。

5 「立入農場数」欄は、47都道府県の合計である。

6 数値(%)は立入農場数に対する遵守農場数の割合を示す。

表 2-(4)-ウ-② 報告要領の不備により、道府県から適切な報告がなされず、飼養衛生管理基準等の遵守状況が正確に把握できていないもの

調査対象機関	調査結果																																																																																										
北海道 (網走家畜保健衛生所)	<p>牛又は豚の大規模農場及び鶏農場に対しては農林水産省が都道府県に対し示している飼養衛生管理基準チェックシートを用いているが、大規模農場以外の牛又は豚農場に対しては、対象農場数の多さから、1農場に充てられる検査時間が十分に確保できないため、飼養衛生管理基準チェックシートの項目のうち「埋却・焼却・化製処理の準備（埋却、焼却又は化製処理の準備ができています）」など 22 項目が含まない独自のチェックシートを用いて立入検査を実施している。</p> <p>網走家畜保健衛生所は、独自のチェックシートにはない 22 項目については立入検査で確認していないため、農林水産省に対して、「チェック表に基づいて改善指導を行った農場数」の各該当項目の「改善済の農場数」及び「改善指導中の農場数」を未記載（空欄）で報告している。</p> <p>しかしながら、この報告を受けた農林水産省は、「改善済の農場数」及び「改善指導中の農場数」は該当がない、すなわち、これらの農場に対する指導事項等はなく、飼養衛生管理基準等の該当項目を遵守しているものと集計しており、飼養衛生管理基準等の遵守状況が実態とは大きく異なっている。</p> <p>なお、同家畜保健衛生所は、平成 26 年度から、飼養衛生管理基準チェックシートを用いている。</p>																																																																																										
<p>表 1 飼養衛生管理基準チェックシートと網走家畜保健衛生所における独自のチェックシートとの違い及び平成 25 年度における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果の農林水産省に対する報告農場数（大規模農場以外の牛農場）</p>																																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="311 1176 933 1339">飼養衛生管理基準チェックシートの項目</th> <th data-bbox="940 1176 1157 1339">独自のチェックシートにおける項目の有無</th> <th colspan="2" data-bbox="1163 1176 1452 1220">立入農場数（455 農場）</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th></th> <th data-bbox="1163 1229 1300 1339">改善済の農場数</th> <th data-bbox="1307 1229 1452 1339">改善指導中の農場数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="311 1348 359 1384">1</td> <td data-bbox="365 1348 933 1384">防疫に関する情報の把握</td> <td data-bbox="940 1348 1157 1384">あり</td> <td data-bbox="1163 1348 1300 1384">3 農場</td> <td data-bbox="1307 1348 1452 1384"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 1393 359 1467" rowspan="2">2</td> <td data-bbox="365 1393 933 1429">(1) 衛生管理区域の設定</td> <td data-bbox="940 1393 1157 1429">あり</td> <td data-bbox="1163 1393 1300 1429"></td> <td data-bbox="1307 1393 1452 1429"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="365 1431 933 1467">(2) 衛生管理区域の境界の明瞭化</td> <td data-bbox="940 1431 1157 1467">あり</td> <td data-bbox="1163 1431 1300 1467">27 農場</td> <td data-bbox="1307 1431 1452 1467"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 1476 359 1512">3</td> <td data-bbox="365 1476 933 1512">人・車両の入場制限</td> <td data-bbox="940 1476 1157 1512">なし</td> <td data-bbox="1163 1476 1300 1512"></td> <td data-bbox="1307 1476 1452 1512"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 1520 359 1594" rowspan="2">4</td> <td data-bbox="365 1520 933 1556">(1) 車両用の消毒薬の常設</td> <td data-bbox="940 1520 1157 1556">あり</td> <td data-bbox="1163 1520 1300 1556">60 農場</td> <td data-bbox="1307 1520 1452 1556"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="365 1559 933 1594">(2) 車両消毒の実施</td> <td data-bbox="940 1559 1157 1594">あり</td> <td data-bbox="1163 1559 1300 1594">60 農場</td> <td data-bbox="1307 1559 1452 1594"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 1603 359 1677" rowspan="2">5</td> <td data-bbox="365 1603 933 1639">(1) 立入者用の消毒薬の常設</td> <td data-bbox="940 1603 1157 1639">あり</td> <td data-bbox="1163 1603 1300 1639">60 農場</td> <td data-bbox="1307 1603 1452 1639"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="365 1641 933 1677">(2) 立入者の消毒の実施</td> <td data-bbox="940 1641 1157 1677">あり</td> <td data-bbox="1163 1641 1300 1677">60 農場</td> <td data-bbox="1307 1641 1452 1677"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 1686 359 1760" rowspan="2">6</td> <td data-bbox="365 1686 933 1722">(1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用 ※</td> <td data-bbox="940 1686 1157 1722">なし</td> <td data-bbox="1163 1686 1300 1722"></td> <td data-bbox="1307 1686 1452 1722"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="365 1724 933 1760">(2) 適切な方法による衣服・靴の着用 ※</td> <td data-bbox="940 1724 1157 1760">なし</td> <td data-bbox="1163 1724 1300 1760"></td> <td data-bbox="1307 1724 1452 1760"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 1769 359 1805">7</td> <td data-bbox="365 1769 933 1805">立入者の渡航歴等の確認及び入場制限</td> <td data-bbox="940 1769 1157 1805">なし</td> <td data-bbox="1163 1769 1300 1805"></td> <td data-bbox="1307 1769 1452 1805"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 1814 359 1850">8</td> <td data-bbox="365 1814 933 1850">他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒</td> <td data-bbox="940 1814 1157 1850">なし</td> <td data-bbox="1163 1814 1300 1850"></td> <td data-bbox="1307 1814 1452 1850"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 1859 359 1895">9</td> <td data-bbox="365 1859 933 1895">海外使用物品の持ち込み制限</td> <td data-bbox="940 1859 1157 1895">なし</td> <td data-bbox="1163 1859 1300 1895"></td> <td data-bbox="1307 1859 1452 1895"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 1904 359 1939">10</td> <td data-bbox="365 1904 933 1939">適切に処理された食品循環資源の利用 ※</td> <td data-bbox="940 1904 1157 1939">なし</td> <td data-bbox="1163 1904 1300 1939"></td> <td data-bbox="1307 1904 1452 1939"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 1948 359 2022" rowspan="2">11</td> <td data-bbox="365 1948 933 1984">(1) 給餌施設への排泄物混入防止対策</td> <td data-bbox="940 1948 1157 1984">あり</td> <td data-bbox="1163 1948 1300 1984">32 農場</td> <td data-bbox="1307 1948 1452 1984"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="365 1986 933 2022">(2) 飼料保管場所への排泄物混入防止対策</td> <td data-bbox="940 1986 1157 2022">あり</td> <td data-bbox="1163 1986 1300 2022">32 農場</td> <td data-bbox="1307 1986 1452 2022"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 2031 359 2067">12</td> <td data-bbox="365 2031 933 2067">飲用に適した水の給与</td> <td data-bbox="940 2031 1157 2067">あり</td> <td data-bbox="1163 2031 1300 2067"></td> <td data-bbox="1307 2031 1452 2067"></td> </tr> </tbody> </table>		飼養衛生管理基準チェックシートの項目		独自のチェックシートにおける項目の有無	立入農場数（455 農場）					改善済の農場数	改善指導中の農場数	1	防疫に関する情報の把握	あり	3 農場		2	(1) 衛生管理区域の設定	あり			(2) 衛生管理区域の境界の明瞭化	あり	27 農場		3	人・車両の入場制限	なし			4	(1) 車両用の消毒薬の常設	あり	60 農場		(2) 車両消毒の実施	あり	60 農場		5	(1) 立入者用の消毒薬の常設	あり	60 農場		(2) 立入者の消毒の実施	あり	60 農場		6	(1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用 ※	なし			(2) 適切な方法による衣服・靴の着用 ※	なし			7	立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	なし			8	他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒	なし			9	海外使用物品の持ち込み制限	なし			10	適切に処理された食品循環資源の利用 ※	なし			11	(1) 給餌施設への排泄物混入防止対策	あり	32 農場		(2) 飼料保管場所への排泄物混入防止対策	あり	32 農場		12	飲用に適した水の給与	あり		
飼養衛生管理基準チェックシートの項目		独自のチェックシートにおける項目の有無	立入農場数（455 農場）																																																																																								
			改善済の農場数	改善指導中の農場数																																																																																							
1	防疫に関する情報の把握	あり	3 農場																																																																																								
2	(1) 衛生管理区域の設定	あり																																																																																									
	(2) 衛生管理区域の境界の明瞭化	あり	27 農場																																																																																								
3	人・車両の入場制限	なし																																																																																									
4	(1) 車両用の消毒薬の常設	あり	60 農場																																																																																								
	(2) 車両消毒の実施	あり	60 農場																																																																																								
5	(1) 立入者用の消毒薬の常設	あり	60 農場																																																																																								
	(2) 立入者の消毒の実施	あり	60 農場																																																																																								
6	(1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用 ※	なし																																																																																									
	(2) 適切な方法による衣服・靴の着用 ※	なし																																																																																									
7	立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	なし																																																																																									
8	他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒	なし																																																																																									
9	海外使用物品の持ち込み制限	なし																																																																																									
10	適切に処理された食品循環資源の利用 ※	なし																																																																																									
11	(1) 給餌施設への排泄物混入防止対策	あり	32 農場																																																																																								
	(2) 飼料保管場所への排泄物混入防止対策	あり	32 農場																																																																																								
12	飲用に適した水の給与	あり																																																																																									

13	(1) 衛生管理区域への野生動物侵入対策 ※	なし		
	(2) 畜舎への野生動物侵入対策 ※	なし		
	(3) 糞尿処理施設への野生動物侵入対策 ※	なし		
14	(1) 畜舎・器具の洗浄又は消毒	なし		
	(2) 使用物品の家畜ごとの交換	なし		
15	畜舎・畜房・ハッチの清掃及び消毒	なし		
16	適切な密度での飼養	なし		
17	(1) 糞尿運搬時の車両消毒 ※	なし		
	(2) 糞尿運搬時の飛散防止対策 ※	なし		
18	家畜保健衛生所への連絡体制の確保	あり	5 農場	
19	家畜の異状時の獣医師の診療・指導	あり		
20	毎日の家畜の健康観察	なし		
21	(1) 導入元の疾病発生状況等の確認	なし		
	(2) 導入畜の隔離の実施	なし		
22	移動前の健康状態の確認	なし		
23	埋却・焼却・化製処理の準備	なし		
24	(1) 立入時の記帳等の周知 ※	なし		
	(2) 立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管	あり	44 農場	

表2 飼養衛生管理基準チェックシートと網走家畜保健衛生所における独自のチェックシートとの違い及び平成25年度における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果の農林水産省に対する報告農場数（大規模農場以外の豚農場）

飼養衛生管理基準チェックシートの項目	独自のチェックシートにおける項目の有無	立入農場数（29 農場）	
		改善済の農場数	改善指導中の農場数
1 防疫に関する情報の把握	あり		
2 (1) 衛生管理区域の設定 (2) 衛生管理区域の境界の明瞭化	あり		
	あり		
3 人・車両の入場制限	なし		
4 (1) 車両用の消毒薬の常設 (2) 車両消毒の実施	あり	7 農場	
	あり	7 農場	
5 (1) 立入者用の消毒薬の常設 (2) 立入者の消毒の実施	あり	7 農場	
	あり	7 農場	
6 (1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用 (2) 適切な方法による衣服・靴の着用 ※	なし		
	なし		
7 立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	なし		
8 他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒	なし		
9 海外使用物品の持ち込み制限	なし		
10 適切に処理された食品循環資源の利用	なし		
11 (1) 給餌施設への排泄物混入防止対策 (2) 飼料保管場所への排泄物混入防止対策	あり		
	あり		
12 飲用に適した水の給与	あり		
13 (1) 衛生管理区域への野生動物侵入対策 ※ (2) 畜舎への野生動物侵入対策 ※ (3) 糞尿処理施設への野生動物侵入対策 ※	なし		
	なし		
	なし		

	14	(1) 畜舎・器具の洗淨又は消毒	なし		
		(2) 使用物品の家畜ごとの交換	なし		
	15	畜舎・畜房・ハッチの清掃及び消毒	なし		
	16	適切な密度での飼養	なし		
	17	(1) 糞尿運搬時の車両消毒 ※	なし		
		(2) 糞尿運搬時の飛散防止対策 ※	なし		
	18	家畜保健衛生所への連絡体制の確保	あり		
	19	家畜の異状時の獣医師の診療・指導	あり		
	20	毎日の家畜の健康観察	なし		
	21	(1) 導入元の疾病発生状況等の確認	なし		
		(2) 導入畜の隔離の実施	なし		
	22	移動前の健康状態の確認	なし		
	23	埋却・焼却・化製処理の準備	なし		
	24	(1) 立入時の記帳等の周知 ※	なし		
(2) 立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管		あり	3 農場		

岩手県
(県南家畜保健衛生所)

平成 25 年度において、農林水産省が都道府県に示している飼養衛生管理基準チェックシートを用いず、飼養衛生管理基準チェックシートの項目のうち、牛農場及び豚農場に関してはそれぞれ 10 項目、鶏農場に関しては 13 項目を含まない独自のチェックシートを用いて立入検査を実施している。

県南家畜保健衛生所は、独自のチェックシートにはない項目については立入検査で確認していないため、農林水産省に対して、「チェック表に基づいて改善指導を行った農場数」（牛又は豚農場の報告様式）及び「改善指導内容」（鶏農場の報告様式）の各該当項目の「改善済の農場数」及び「改善指導中の農場数」について、牛又は豚農場を未記載（空欄）で、鶏農場を「0」として、それぞれ報告している。

しかしながら、この報告を受けた農林水産省は、「改善済の農場数」及び「改善指導中の農場数」は該当がない、すなわち、これらの農場に対する指導事項等はなく、飼養衛生管理基準等の該当項目を遵守しているものと集計しており、飼養衛生管理基準等の遵守状況が実態とは大きく異なっている。

なお、同家畜保健衛生所は、平成 26 年度から、牛の大規模農場、豚又は鶏農場に対しては飼養衛生管理基準チェックシートを用いているが、大規模農場以外の牛農場に対しては、依然として独自のチェックシートを用いるとしている。

表 1 飼養衛生管理基準チェックシートと県南家畜保健衛生所における独自のチェックシートとの違い及び平成 25 年度における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果の農林水産省に対する報告農場数（牛農場）

飼養衛生管理基準チェックシートの項目	独自のチェックシートにおける項目の有無	立入農場数(753 農場)	
		改善済の農場数	改善指導中の農場数
1 防疫に関する情報の把握	あり		
2 (1) 衛生管理区域の設定 (2) 衛生管理区域の境界の明瞭化	あり		
3 人・車両の入場制限	あり		
4 (1) 車両用の消毒薬の常設	あり		

	(2) 車両消毒の実施			
5	(1) 立入者用の消毒薬の常設	あり		
	(2) 立入者の消毒の実施			
6	(1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用 ※	なし		
	(2) 適切な方法による衣服・靴の着用 ※	なし		
7	立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	あり		
8	他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒	あり		
9	海外使用物品の持ち込み制限	あり		
10	適切に処理された食品循環資源の利用 ※	なし		
11	(1) 給餌施設への排泄物混入防止対策	あり		
	(2) 飼料保管場所への排泄物混入防止対策	なし		
12	飲用に適した水の給与	あり		
13	(1) 衛生管理区域への野生動物侵入対策 ※	なし		
	(2) 畜舎への野生動物侵入対策 ※	なし		
	(3) 糞尿処理施設への野生動物侵入対策 ※	なし		
14	(1) 畜舎・器具の洗浄又は消毒	あり		
	(2) 使用物品の家畜ごとの交換			
15	畜舎・畜房・ハッチの清掃及び消毒	あり		
16	適切な密度での飼養	あり		
17	(1) 糞尿運搬時の車両消毒 ※	なし		
	(2) 糞尿運搬時の飛散防止対策 ※	なし		
18	家畜保健衛生所への連絡体制の確保	あり		
19	家畜の異状時の獣医師の診療・指導	あり		
20	毎日の家畜の健康観察	あり		
21	(1) 導入元の疾病発生状況等の確認	あり		
	(2) 導入畜の隔離の実施			
22	移動前の健康状態の確認	あり		
23	埋却・焼却・化製処理の準備	あり	2 農場	
24	(1) 立入時の記帳等の周知 ※	なし		
	(2) 立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管	あり		
25	獣医師による定期指導	あり		
26	従業員による通報体制の確保	あり	3 農場	

(注)「改善済の農場数」欄及び「改善指導中の農場数」欄について、県南家畜保健衛生所は、農林水産省への報告において、大規模農場(5農場)の結果は正確に報告している一方、大規模農場以外の農場(748農場)の結果は、「改善済の農場数」及び「改善指導中の農場数」を全て未記載(空欄)と報告している。

表2 飼養衛生管理基準チェックシートと県南家畜保健衛生所における独自のチェックシートとの違い及び平成25年度における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果の農林水産省に対する報告農場数(豚農場)

飼養衛生管理基準チェックシートの項目	独自のチェックシートにおける項目の有無	立入農場数(64農場)	
		改善済の農場数	改善指導中の農場数
1 防疫に関する情報の把握	あり		
2 (1) 衛生管理区域の設定	あり		

	(2) 衛生管理区域の境界の明瞭化			
3	人・車両の入場制限	あり		
4	(1) 車両用の消毒薬の常設	あり		
	(2) 車両消毒の実施			
5	(1) 立入者用の消毒薬の常設	あり		
	(2) 立入者の消毒の実施			
6	(1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用	あり		
	(2) 適切な方法による衣服・靴の着用 ※	なし		
7	立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	あり		
8	他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒	あり		
9	海外使用物品の持ち込み制限	あり		
10	適切に処理された食品循環資源の利用	あり		
11	(1) 給餌施設への排泄物混入防止対策	あり		
	(2) 飼料保管場所への排泄物混入防止対策	なし		
12	飲用に適した水の給与	あり		
13	(1) 衛生管理区域への野生動物侵入対策 ※	なし		
	(2) 畜舎への野生動物侵入対策 ※	なし		
	(3) 糞尿処理施設への野生動物侵入対策 ※	なし		
14	(1) 畜舎・器具の洗浄又は消毒	あり		
	(2) 使用物品の家畜ごとの交換	あり		
15	畜舎・畜房・ハッチの清掃及び消毒	なし		
16	適切な密度での飼養	あり		
17	(1) 糞尿運搬時の車両消毒 ※	なし		
	(2) 糞尿運搬時の飛散防止対策 ※	なし		
18	家畜保健衛生所への連絡体制の確保	あり		
19	家畜の異状時の獣医師の診療・指導	あり		
20	毎日の家畜の健康観察	あり		
21	(1) 導入元の疾病発生状況等の確認	なし		
	(2) 導入畜の隔離の実施	あり		
22	移動前の健康状態の確認	あり		
23	埋却・焼却・化製処理の準備	あり		
24	(1) 立入時の記帳等の周知 ※	なし		
	(2) 立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管	あり		
25	獣医師による定期指導	あり		
26	従業員による通報体制の確保	あり		

(注)「改善済の農場数」欄及び「改善指導中の農場数」欄について、県南家畜保健衛生所は、農林水産省への報告において、改善の確約が取れる比較的軽微な指導事項については、飼養衛生管理基準の遵守に関する指導を行っている場合であっても「改善済の農場数」及び「改善指導中の農場数」を未記載（空欄）と報告している。

表3 飼養衛生管理基準チェックシートと県南家畜保健衛生所における独自のチェックシートとの違い及び平成25年度における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果の農林水産省に対する報告農場数（鶏農場）

飼養衛生管理基準チェックシートの項目		独自のチェックシートにおける項目の有無	立入農場数(152農場)	
			改善済の農場数	改善指導中の農場数
1	防疫に関する情報の把握	あり	0	0
2	(1) 衛生管理区域の設定	あり	0	0
	(2) 衛生管理区域の境界の明瞭化		0	0
3	人・車両の入場制限	あり	0	0
4	(1) 車両用消毒薬の常設	あり	0	0
	(2) 車両消毒の実施	あり	0	0
5	(1) 立入者用の消毒薬の常設	あり	0	0
	(2) 立入者の消毒の実施	あり	0	0
6	(1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用	あり	0	0
	(2) 家きん舎ごとの専用の靴の着用	あり	0	0
	(3) 適切な方法による衣服・靴の着用 ※	なし	0	0
7	立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	なし	0	0
8	他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒	あり	0	0
9	海外使用物品の持ち込み制限	なし	0	0
10	(1) 給餌施設への排泄物混入防止対策	なし	0	0
	(2) 飼料保管場所への排泄物混入防止対策	あり	0	0
11	飲用に適した水の給与	あり	0	0
12	(1) 衛生管理区域への野生動物侵入対策 ※	あり	0	0
	(2) 家きん舎への野生動物侵入対策		0	0
	(3) 破損箇所の定期的確認及び修繕	あり	0	0
	(4) 排せつ物処理施設への野生動物侵入対策 ※	なし	0	0
13	(1) 家きん舎の破損箇所の修繕	あり	0	0
	(2) 家きん舎のねずみ・害虫の駆除	あり	0	0
14	家きん舎・器具の清掃又は消毒	あり	0	0
15	空の家きん舎・ケージの清掃及び消毒	なし	0	0
16	適切な密度での飼養	なし	0	0
17	(1) 排せつ物運搬時の車両消毒 ※	なし	0	0
	(2) 排せつ物運搬時の飛散防止対策 ※	あり	0	0
18	家畜保健衛生所への連絡体制の確保	あり	0	0
19	家きんの異状時の獣医師の診療・指導		0	0
20	毎日の家畜の健康観察	あり	0	0
21	(1) 導入元の疾病発生状況等の確認	あり	0	0
	(2) 導入家きんの隔離の実施	なし	0	0
22	移動前の健康状態の確認	あり	0	0
23	埋却・焼却・化製処理の準備	なし	0	0
24	(1) 立入時の記帳等の周知 ※	なし	0	0
	(2) 立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管	あり	0	0
25	獣医師による定期指導	なし	0	0

26	従業員による通報体制の確保	なし	0	0
----	---------------	----	---	---

(注)「改善済の農場数」欄及び「改善指導中の農場数」欄について、県南家畜保健衛生所は、農林水産省への報告において、改善の確約が取れる比較的軽微な指導事項については、飼養衛生管理基準の遵守に関する指導を行っている場合であっても「改善済の農場数」及び「改善指導中の農場数」を「0」と報告している。

山梨県

年2回立入検査を行うこととし、1回目の立入検査では、家畜の所有者から行われた定期報告を用い、2回目の立入検査では、農林水産省が都道府県に対し示している飼養衛生管理基準チェックシートを用いて飼養衛生管理基準等の遵守状況を実地に確認しているが、牛又は豚農場については、鶏農場に比べて農場数が多いため、全ての農場に対して2回目の立入検査を実施できない場合があるとしている。

このため、山梨県は、牛又は豚農場に対する飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果の農林水産省への報告に当たっては、1回目の立入検査で用いる定期報告の内容や定期報告に添付することとされている書類に基づき確認した結果を集計し、報告したとしている。

定期報告の内容をみると、飼養衛生管理基準チェックシートの内容と比較して、牛農場に関しては14項目、豚農場に関しては12項目が含まれていないため、同県は、農林水産省に対する「チェック表に基づいて改善指導を行った農場数」の各該当項目の「改善済の農場数」及び「改善指導中の農場数」を未記載（空欄）で報告している。

しかしながら、この報告を受けた農林水産省は、「改善済の農場数」及び「改善指導中の農場数」は該当がない、すなわち、これらの農場に対する指導事項等はなく、飼養衛生管理基準等の該当項目を遵守しているものと集計しており、飼養衛生管理基準等の遵守状況が実態とは大きく異なっている。

表1 飼養衛生管理基準チェックシートと定期報告との違い及び平成25年度における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果の農林水産省に対する報告農場数（牛農場）

飼養衛生管理基準チェックシートの項目		定期報告の有無	立入農場数（135農場）	
			改善済の農場数	改善指導中の農場数
1	防疫に関する情報の把握	あり	113農場	6農場
2	(1) 衛生管理区域の設定	添付書類	119農場	0
	(2) 衛生管理区域の境界の明瞭化	添付書類	65農場	0
3	人・車両の入場制限	添付書類		
4	(1) 車両用の消毒薬の常設	添付書類		
	(2) 車両消毒の実施	なし		
5	(1) 立入者用の消毒薬の常設	添付書類		
	(2) 立入者の消毒の実施	あり	96農場	23農場
6	(1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用 ※	なし		
	(2) 適切な方法による衣服・靴の着用 ※	なし		
7	立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	あり	93農場	26農場
8	他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒	あり	103農場	16農場
9	海外使用物品の持ち込み制限	あり	95農場	24農場
10	適切に処理された食品循環資源の利用 ※	なし		
11	(1) 給餌施設への排泄物混入防止対策	なし		
	(2) 飼料保管場所への排泄物混入防止対策	なし		
12	飲用に適した水の給与	あり	117農場	2農場

13	(1) 衛生管理区域への野生動物侵入対策 ※	なし		
	(2) 畜舎への野生動物侵入対策 ※	なし		
	(3) 糞尿処理施設への野生動物侵入対策 ※	なし		
14	(1) 畜舎・器具の洗浄又は消毒	あり	106 農場	13 農場
	(2) 使用物品の家畜ごとの交換	あり	84 農場	35 農場
15	畜舎・畜房・ハッチの清掃及び消毒	あり	100 農場	25 農場
16	適切な密度での飼養	添付書類	54 農場	0
17	(1) 糞尿運搬時の車両消毒 ※	なし		
	(2) 糞尿運搬時の飛散防止対策 ※	なし		
18	家畜保健衛生所への連絡体制の確保	なし	117 農場	2 農場
19	家畜の異状時の獣医師の診療・指導	あり	115 農場	4 農場
20	毎日の家畜の健康観察	あり	118 農場	1 農場
21	(1) 導入元の疾病発生状況等の確認	なし		
	(2) 導入畜の隔離の実施	なし		
22	移動前の健康状態の確認	あり	113 農場	6 農場
23	埋却・焼却・化製処理の準備	添付書類	106 農場	13 農場
24	(1) 立入時の記帳等の周知 ※	なし		
	(2) 立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管	あり	25 農場	94 農場
25	獣医師による定期指導	添付書類		
26	従業員による通報体制の確保	添付書類		

(注)「定期報告の有無」欄の「添付書類」は、家畜の所有者が定期報告で遵守状況の確認結果を報告することとされていないものの、家畜伝染病予防法施行規則第 21 条の 2 の規定に基づき、定期報告に添付することとされている項目を示す。

表 2 飼養衛生管理基準チェックシートと定期報告との違い及び平成 25 年度における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果の農林水産省に対する報告農場数（豚農場）

飼養衛生管理基準チェックシートの項目	定期報告の有無	立入農場数（25 農場）	
		改善済の農場数	改善指導中の農場数
1 防疫に関する情報の把握	あり	17 農場	0
2 (1) 衛生管理区域の設定 (2) 衛生管理区域の境界の明瞭化	添付書類	17 農場	0
	添付書類	5 農場	5 農場
3 人・車両の入場制限	添付書類		
4 (1) 車両用の消毒薬の常設 (2) 車両消毒の実施	添付書類		
	なし		
5 (1) 立入者用の消毒薬の常設 (2) 立入者の消毒の実施	添付書類		
	あり	17 農場	0
6 (1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用 (2) 適切な方法による衣服・靴の着用 ※	あり	9 農場	1 農場
	なし		
7 立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	あり	17 農場	0
8 他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒	あり	16 農場	1 農場
9 海外使用物品の持ち込み制限	あり	15 農場	2 農場
10 適切に処理された食品循環資源の利用	あり	10 農場	0
11 (1) 給餌施設への排泄物混入防止対策 (2) 飼料保管場所への排泄物混入防止対策	なし		
	なし		

	12	飲用に適した水の給与	あり	15 農場	2 農場
	13	(1) 衛生管理区域への野生動物侵入対策 ※	なし		
		(2) 畜舎への野生動物侵入対策 ※	なし		
		(3) 糞尿処理施設への野生動物侵入対策 ※	なし		
	14	(1) 畜舎・器具の洗浄又は消毒	あり	16 農場	1 農場
		(2) 使用物品の家畜ごとの交換	あり	12 農場	5 農場
	15	畜舎・畜房・ハッチの清掃及び消毒	あり	15 農場	2 農場
	16	適切な密度での飼養	添付書類	7 農場	0
	17	(1) 糞尿運搬時の車両消毒 ※	なし		
		(2) 糞尿運搬時の飛散防止対策 ※	なし		
	18	家畜保健衛生所への連絡体制の確保	なし	17 農場	0
	19	家畜の異状時の獣医師の診療・指導	あり	15 農場	2 農場
	20	毎日の家畜の健康観察	あり	17 農場	0
	21	(1) 導入元の疾病発生状況等の確認	なし		
		(2) 導入畜の隔離の実施	なし		
	22	移動前の健康状態の確認	あり	17 農場	0
	23	埋却・焼却・化製処理の準備	添付書類	15 農場	2 農場
	24	(1) 立入時の記帳等の周知 ※	なし		
		(2) 立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管	あり	6 農場	11 農場
	25	獣医師による定期指導	添付書類		
	26	従業員による通報体制の確保	添付書類		
	(注) 「定期報告の有無」欄の「添付書類」は、家畜の所有者が定期報告で遵守状況の確認結果を報告することとされていないものの、家畜伝染病予防法施行規則第 21 条の 2 の規定に基づき、定期報告に添付することとされている項目を示す。				
宮崎県	<p>平成 25 年度において、農林水産省が都道府県に示している飼養衛生管理基準チェックシートを用いず、飼養衛生管理基準チェックシートの項目のうち、飼養衛生管理基準には規定されていないが、飼養衛生管理の上で有効なものであるため、必要に応じてその実施を指導するよう求めている項目を一部（牛農場に関しては 9 項目、豚農場に関しては 7 項目及び鶏農場に関しては 4 項目）含まない独自のチェックシートを用いて立入検査を実施している。</p> <p>宮崎県は、独自のチェックシートにはない項目については立入検査時の必須確認項目とはしていないため、家畜防疫員の判断により確認した場合を除き、農林水産省に対する「チェック表に基づいて改善指導を行った農場数」（牛又は豚農場の報告様式）及び「改善指導内容」（鶏農場の報告様式）の各該当項目の「改善済の農場数」及び「改善指導中の農場数」について、牛又は豚農場を未記載（空欄）で、鶏農場を「0」として、それぞれ報告している。</p> <p>しかしながら、この報告を受けた農林水産省は、「改善済の農場数」及び「改善指導中の農場数」は該当がない、すなわち、これらの農場に対する指導事項等はなく、飼養衛生管理基準等の該当項目を遵守しているものと集計しており、飼養衛生管理基準等の遵守状況が実態とは大きく異なっている。</p> <p>なお、同県においては、平成 26 年度以降も独自のチェックシートを用いている。</p>				

表1 飼養衛生管理基準チェックシートと宮崎県における独自のチェックシートとの違い及び平成25年度における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果の農林水産省に対する報告農場数（牛農場）

飼養衛生管理基準チェックシートの項目		独自のチェックシートにおける項目の有無	立入農場数（2,995農場）	
			改善済の農場数	改善指導中の農場数
1	防疫に関する情報の把握	あり	3農場	0
2	(1) 衛生管理区域の設定	あり	33農場	0
	(2) 衛生管理区域の境界の明瞭化			
3	人・車両の入場制限	あり	122農場	0
4	(1) 車両用の消毒薬の常設	あり	109農場	0
	(2) 車両消毒の実施		111農場	0
5	(1) 立入者用の消毒薬の常設	あり	31農場	70農場
	(2) 立入者の消毒の実施		32農場	70農場
6	(1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用 ※	なし		
	(2) 適切な方法による衣服・靴の着用 ※	なし		
7	立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	あり	1農場	0
8	他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒	あり	4農場	0
9	海外使用物品の持ち込み制限	あり		
10	適切に処理された食品循環資源の利用 ※	なし		
11	(1) 給餌施設への排泄物混入防止対策	あり	17農場	0
	(2) 飼料保管場所への排泄物混入防止対策	あり	19農場	0
12	飲用に適した水の給与	あり	37農場	0
13	(1) 衛生管理区域への野生動物侵入対策※	なし		
	(2) 畜舎への野生動物侵入対策 ※	なし		
	(3) 糞尿処理施設への野生動物侵入対策※	なし		
14	(1) 畜舎・器具の洗浄又は消毒	あり	19農場	0
	(2) 使用物品の家畜ごとの交換			
15	畜舎・畜房・ハッチの清掃及び消毒	あり	43農場	1農場
16	適切な密度での飼養	あり	1農場	0
17	(1) 糞尿運搬時の車両消毒 ※	なし		
	(2) 糞尿運搬時の飛散防止対策 ※	なし		
18	家畜保健衛生所への連絡体制の確保	あり		
19	家畜の異状時の獣医師の診療・指導			
20	毎日の家畜の健康観察	あり		
21	(1) 導入元の疾病発生状況等の確認	あり	15農場	0
	(2) 導入畜の隔離の実施			
22	移動前の健康状態の確認	あり		
23	埋却・焼却・化製処理の準備	あり	2農場	3農場
24	(1) 立入時の記帳等の周知 ※	なし		
	(2) 立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管	あり	71農場	374農場
25	獣医師による定期指導	あり		
26	従業員による通報体制の確保	あり		

表2 飼養衛生管理基準チェックシートと宮崎県における独自のチェックシートとの違い及び平成25年度における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果の農林水産省に対する報告農場数（豚農場）

飼養衛生管理基準チェックシートの項目	独自のチェックシートにおける項目の有無	立入農場数（322農場）	
		改善済の農場数	改善指導中の農場数
1 防疫に関する情報の把握	あり		
2 (1) 衛生管理区域の設定	あり		
(2) 衛生管理区域の境界の明瞭化			
3 人・車両の入場制限	あり	4農場	0
4 (1) 車両用の消毒薬の常設	あり	7農場	1農場
(2) 車両消毒の実施		7農場	1農場
5 (1) 立入者用の消毒薬の常設	あり	6農場	0
(2) 立入者の消毒の実施		6農場	0
6 (1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用	あり	1農場	0
(2) 適切な方法による衣服・靴の着用 ※	なし		
7 立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	あり		
8 他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒	あり		
9 海外使用物品の持ち込み制限	あり		
10 適切に処理された食品循環資源の利用	あり		
11 (1) 給餌施設への排泄物混入防止対策	あり		
(2) 飼料保管場所への排泄物混入防止対策	あり		
12 飲用に適した水の給与	あり	3農場	4農場
13 (1) 衛生管理区域への野生動物侵入対策 ※	なし		
(2) 畜舎への野生動物侵入対策 ※	なし		
(3) 糞尿処理施設への野生動物侵入対策 ※	なし		
14 (1) 畜舎・器具の洗浄又は消毒	あり		
(2) 使用物品の家畜ごとの交換		39農場	19農場
15 畜舎・畜房・ハッチの清掃及び消毒	あり	2農場	0
16 適切な密度での飼養	あり		
17 (1) 糞尿運搬時の車両消毒 ※	なし		
(2) 糞尿運搬時の飛散防止対策 ※	なし		
18 家畜保健衛生所への連絡体制の確保	あり		
19 家畜の異状時の獣医師の診療・指導			
20 毎日の家畜の健康観察	あり		
21 (1) 導入元の疾病発生状況等の確認	あり		
(2) 導入畜の隔離の実施		3農場	0
22 移動前の健康状態の確認	あり		
23 埋却・焼却・化製処理の準備	あり	0	7農場
24 (1) 立入時の記帳等の周知 ※	なし		
(2) 立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管	あり	49農場	0
25 獣医師による定期指導	あり		
26 従業員による通報体制の確保	あり		

表3 飼養衛生管理基準チェックシートと宮崎県における独自のチェックシートとの違い及び平成25年度における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果の農林水産省に対する報告農場数（鶏農場）

飼養衛生管理基準チェックシートの項目		独自のチェックシートにおける項目の有無	立入農場数(988農場)	
			改善済の農場	改善指導中の農場数
1	防疫に関する情報の把握	あり	0	0
2	(1) 衛生管理区域の設定	あり	1農場	0
	(2) 衛生管理区域の境界の明瞭化		1農場	0
3	人・車両の入場制限	あり	8農場	0
4	(1) 車両用消毒薬の常設	あり	7農場	1農場
	(2) 車両消毒の実施		7農場	1農場
5	(1) 立入者用の消毒薬の常設	あり	11農場	1農場
	(2) 立入者の消毒の実施		11農場	1農場
6	(1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用	あり	18農場	1農場
	(2) 家きん舎ごとの専用の靴の着用	あり	18農場	1農場
	(3) 適切な方法による衣服・靴の着用 ※	なし	18農場	1農場
7	立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	あり	0	0
8	他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒	あり	0	0
9	海外使用物品の持ち込み制限	あり	0	0
10	(1) 給餌施設への排泄物混入防止対策	あり	0	0
	(2) 飼料保管場所への排泄物混入防止対策	あり	0	0
11	飲用に適した水の給与	あり	2農場	0
12	(1) 衛生管理区域への野生動物侵入対策 ※	なし	59農場	5農場
	(2) 家きん舎への野生動物侵入対策	あり	63農場	5農場
	(3) 破損箇所等の定期的確認及び修繕		63農場	4農場
	(4) 排せつ物処理施設への野生動物侵入対策 ※	なし	55農場	36農場
13	(1) 家きん舎の破損箇所等の修繕	あり	63農場	4農場
	(2) 家きん舎のねずみ・害虫の駆除	あり	2農場	0
14	家きん舎・器具の清掃又は消毒	あり	0	0
15	空の家きん舎・ケージの清掃及び消毒	あり	0	0
16	適切な密度での飼養	あり	0	0
17	(1) 排せつ物運搬時の車両消毒 ※	あり	3農場	0
	(2) 排せつ物運搬時の飛散防止対策 ※	あり	0	0
18	家畜保健衛生所への連絡体制の確保	あり	0	0
19	家きんの異状時の獣医師の診療・指導		0	0
20	毎日の家畜の健康観察	あり	0	0
21	(1) 導入元の疾病発生状況等の確認	あり	0	0
	(2) 導入家きんの隔離の実施		0	0
22	移動前の健康状態の確認	あり	0	0
23	埋却・焼却・化製処理の準備	あり	16農場	14農場
24	(1) 立入時の記帳等の周知 ※	なし	19農場	0
	(2) 立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管	あり	3農場	0
25	獣医師による定期指導	あり	0	0
26	従業員による通報体制の確保	あり	0	0

	(注) 宮崎県は、飼養衛生管理基準には規定されていないが、飼養衛生管理の上で有効なものであるため、必要に応じてその実施を指導するよう求めている項目のうち、i) 「17(1)排せつ物運搬時の車両消毒 ※」及び「17(2)排せつ物運搬時の飛散防止対策 ※」については、独自のチェックシートの項目として定めている、ii) 「6(3)適切な方法による衣服・靴の着用 ※」、「12(1)衛生管理区域への野生動物侵入対策 ※」、「12(4)排せつ物処理施設への野生動物侵入対策 ※」及び「24(1)立入時の記帳等の周知 ※」については、独自のチェックシートの項目としては定めていないものの、農場の状況に応じて家畜防疫員の判断により確認することとしている。
--	---

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の網掛けは、農林水産省が都道府県に対し示している立入検査で確認すべき項目をまとめた飼養衛生管理基準チェックシートにはあるものの、調査対象道府県（家畜保健衛生所）が用いるチェックシート等にはない項目を示し、飼養衛生管理基準チェックシートの項目内容と同旨であれば、「あり」としている。

3 表中の「※」は、飼養衛生管理基準チェックシートの中で、飼養衛生管理基準には規定されていないが、飼養衛生管理の上で有効なものであるため、必要に応じてその実施を指導するよう求めている項目を示す。

表 2-(4)-ウ-③ 報告対象等に対する道府県の誤解などにより、道府県から適切な報告がなされず、飼養衛生管理基準等の遵守状況が正確に把握できていない例

i) 大規模農場以外の農場における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果については報告対象ではないと誤解し、これら農場の飼養衛生管理基準等の遵守状況が未報告となっているもの

調査対象 家畜保健 衛生所	調査結果																																								
北海道 (十勝家畜保健衛生所)	<p>平成 25 年度における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果の農林水産省に対する報告に当たって、大規模農場以外の牛又は豚農場は報告対象ではないと誤解し、これらの農場に対する指導結果を報告していない。</p> <p>このため、当省が大規模農場以外の農場のうち、24 牛農場及び 38 豚農場の計 62 農場を抽出し、十勝家畜保健衛生所が立入検査の際に用いた飼養衛生管理基準のチェックシートの評価状況を確認したところ、24 牛農場及び 12 豚農場の計 36 農場において、以下のとおり、飼養衛生管理基準等が遵守されていない項目がみられたが、これらの状況は農林水産省に報告されていない。</p> <p>i) 24 牛農場全てにおいて、同家畜保健衛生所が用いた独自のチェックシートの「消毒実施の有無」、「立入り制限実施の有無」又は「記録の有無」の 3 項目のうちいずれかの項目が遵守されていない。</p> <p>ii) 12 豚農場において、飼養衛生管理基準チェックシートの「車両用の消毒薬の常設（衛生管理区域の出入口付近に車両用の消毒薬を効果のある常態で常設している）」や「車両消毒の実施（入場車両の消毒を常時行っている）」などの 18 項目のいずれかが遵守されていない。</p> <p>表 1 当省が抽出した大規模農場以外の 24 牛農場における飼養衛生管理基準が遵守されていない項目（平成 25 年度）</p> <table border="1" data-bbox="311 1243 1433 1384"> <thead> <tr> <th>十勝家畜保健衛生所におけるチェックシートの項目</th> <th>遵守されていない農場数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 消毒実施の有無</td> <td>19 農場</td> </tr> <tr> <td>2 立入り制限実施の有無</td> <td>7 農場</td> </tr> <tr> <td>3 記録の有無</td> <td>18 農場</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 十勝家畜保健衛生所は、大規模農場以外の牛農場に対する立入検査において、対象農場数の多さから、1 農場に充てられる検査時間が十分に確保できないため、上記の 3 項目を確認することとしている。</p> <p>表 2 当省が抽出した大規模農場以外の 12 豚農場における飼養衛生管理基準等が遵守されていない項目（平成 25 年度）</p> <table border="1" data-bbox="327 1601 1452 2078"> <thead> <tr> <th colspan="2">飼養衛生管理基準チェックシートにおける項目</th> <th>遵守されていない農場数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>防疫に関する情報の把握</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td>(1) 衛生管理区域の設定</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>(2) 衛生管理区域の境界の明瞭化</td> <td>1 農場</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>人・車両の入場制限</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td>(1) 車両用の消毒薬の常設</td> <td>4 農場</td> </tr> <tr> <td>(2) 車両消毒の実施</td> <td>5 農場</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5</td> <td>(1) 立入者用の消毒薬の常設</td> <td>3 農場</td> </tr> <tr> <td>(2) 立入者の消毒の実施</td> <td>2 農場</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6</td> <td>(1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>(2) 適切な方法による衣服・靴の着用 ※</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>立入者の渡航歴等の確認及び入場制限</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	十勝家畜保健衛生所におけるチェックシートの項目	遵守されていない農場数	1 消毒実施の有無	19 農場	2 立入り制限実施の有無	7 農場	3 記録の有無	18 農場	飼養衛生管理基準チェックシートにおける項目		遵守されていない農場数	1	防疫に関する情報の把握	0	2	(1) 衛生管理区域の設定	0	(2) 衛生管理区域の境界の明瞭化	1 農場	3	人・車両の入場制限	0	4	(1) 車両用の消毒薬の常設	4 農場	(2) 車両消毒の実施	5 農場	5	(1) 立入者用の消毒薬の常設	3 農場	(2) 立入者の消毒の実施	2 農場	6	(1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用	0	(2) 適切な方法による衣服・靴の着用 ※	0	7	立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	0
十勝家畜保健衛生所におけるチェックシートの項目	遵守されていない農場数																																								
1 消毒実施の有無	19 農場																																								
2 立入り制限実施の有無	7 農場																																								
3 記録の有無	18 農場																																								
飼養衛生管理基準チェックシートにおける項目		遵守されていない農場数																																							
1	防疫に関する情報の把握	0																																							
2	(1) 衛生管理区域の設定	0																																							
	(2) 衛生管理区域の境界の明瞭化	1 農場																																							
3	人・車両の入場制限	0																																							
4	(1) 車両用の消毒薬の常設	4 農場																																							
	(2) 車両消毒の実施	5 農場																																							
5	(1) 立入者用の消毒薬の常設	3 農場																																							
	(2) 立入者の消毒の実施	2 農場																																							
6	(1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用	0																																							
	(2) 適切な方法による衣服・靴の着用 ※	0																																							
7	立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	0																																							

8	他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒	0
9	海外使用物品の持ち込み制限	0
10	適切に処理された食品循環資源の利用	0
11	(1) 給餌施設への排泄物混入防止対策	2 農場
	(2) 飼料保管場所への排泄物混入防止対策	3 農場
12	飲用に適した水の給与	2 農場
13	(1) 衛生管理区域への野生動物侵入対策 ※	5 農場
	(2) 畜舎への野生動物侵入対策 ※	7 農場
	(3) 糞尿処理施設への野生動物侵入対策 ※	6 農場
14	(1) 畜舎・器具の洗浄又は消毒	1 農場
	(2) 使用物品の家畜ごとの交換	0
15	畜舎・畜房・ハッチの清掃及び消毒	1 農場
16	適切な密度での飼養	0
17	(1) 糞尿運搬時の車両消毒 ※	1 農場
	(2) 糞尿運搬時の飛散防止対策 ※	1 農場
18	家畜保健衛生所への連絡体制の確保	0
19	家畜の異状時の獣医師の診療・指導	0
20	毎日の家畜の健康観察	0
21	(1) 導入元の疾病発生状況等の確認	0
	(2) 導入畜の隔離の実施	0
22	移動前の健康状態の確認	0
23	埋却・焼却・化製処理の準備	1 農場
24	(1) 立入時の記帳等の周知 ※	2 農場
	(2) 立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管	1 農場

(注)「※」は、飼養衛生管理基準チェックシートの中で、飼養衛生管理基準には規定されていないが、飼養衛生管理の上で有効なものであるため、必要に応じてその実施を指導するよう求めている項目を示す。

(注) 当省の調査結果による。

ii) 飼養衛生管理基準等の遵守について改善指導を行っているにもかかわらず、その違反が軽微である、家畜の所有者が改善の意思を表明しているなどを理由として、「指導が不要だった農場」として報告しているもの

調査対象 家畜保健 衛生所	調査結果
岩手県 (県南家 畜保健衛 生所)	<p>① 753 牛農場に対する平成 25 年度における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果の農林水産省への報告に当たって、大規模農場 (5 農場) については、対象農場数が少なく、同一年度内に指導事項の改善状況を確認できているため、その飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果は正確に報告している。</p> <p>これに対し、大規模農場以外の牛農場 (748 農場) については、対象となる農場数が多いことから、1 農場に充てられる検査時間が 5 分程度と限られるため、飼養衛生管理基準のうち消毒に関する項目以外の項目については特段の指導は行っておらず、要指導事項がある場合であっても、農林水産省に対する「飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書」には「指導が不要だった農場」として報告している。また、指導を行っている場合であっても、同一年度内に指導事項の改善状況を確認できていないため、同確認結果報告書には「指導が不要だった農場」として報告している。</p> <p>また、県南家畜保健衛生所は、大規模農場以外の牛農場 (748 農場) に対する立入検</p>

査において把握した飼養衛生管理基準の遵守状況を整理していないため、農林水産省に対する不正確な報告の実数は不明であるが、当省が大規模農場以外の 35 農場を抽出し、同家畜保健衛生所が立入検査の際に用いた独自のチェックシートの評価状況を確認したところ、8 農場において、「衛生管理区域の出入口に立て看板などを設置し、部外者の立ち入りを制限している」、「衛生管理区域に入る車両の消毒を行っている」など 10 項目のいずれかが遵守されていなかった。しかしながら、これらの結果は、農林水産省に対する同確認結果報告書には「指導が不要だった農場」として報告されており、実際の飼養衛生管理基準の遵守状況が正確に報告されていない。

表 1 当省が抽出した大規模農場以外の 8 牛農場における飼養衛生管理基準が遵守されていない項目（平成 25 年度）

県南家畜保健衛生所におけるチェックシートの項目	遵守されていない農場数
1 家畜防疫に関する最新情報の把握	
(略)	—
2 衛生管理区域の設定	
衛生管理区域を設定し衛生管理区域以外との境界が分かるようになっている	5 農場
3 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	
(1)衛生管理区域の出入口に立て看板などを設置し、部外者の立ち入りを制限している	8 農場
(2)衛生管理区域に入る車両の消毒を行っている	8 農場
(3)衛生管理区域及び畜舎に立ち入りする者に手指及び靴の消毒（手指については洗浄又は消毒）を行わせている	5 農場
(5)他の畜産関係施設で使用した物品で飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている	1 農場
4 野生動物等からの病原体の侵入防止	
(1)給餌設備や給水設備に野生動物等の排せつ物が混入しないようにしている	1 農場
5 衛生管理区域の衛生状態の確保	
(1)衛生管理区域内の施設及び器具を定期的に清掃するとともに、家畜の体液（生乳を除く。）が付着する物品を使用する際には、1 頭ごとに交換又は消毒をしている。	1 農場
6 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処	
(4)家畜を導入するときは、健康な家畜を導入している。また、一定期間、導入家畜と他の家畜を接触させないようにしている	2 農場
7 埋却の準備	
埋却のための土地の確保（成牛 1 頭あたり概ね 5 m ² ）、焼却又は化製のための準備をしている	1 農場
8 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	
衛生管理区域に立ち入った者、家畜の導入・出荷、健康観察等に関する記録を作成し保存している	5 農場
9 大規模農場に関する追加措置	
(略)	—

(注) 1 県南家畜保健衛生所は、平成 25 年度において、飼養衛生管理基準チェックシートではなく、飼養衛生管理基準の項目のみの独自のチェックシートを用いている。
2 飼養衛生管理基準が遵守されていた項目は省略している。

② 64 豚農場及び 152 鶏農場の計 216 農場に対する平成 25 年度における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果の農林水産省への報告に当たって、改善の確約が取れる比較的軽微な指導事項については、飼養衛生管理基準の遵守に関する指導を行っている場合であっても、「飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書」には「指導が不要だった農場」として報告している。

また、県南家畜保健衛生所は、比較的軽微な指導事項がみられた農場数を集計していないため、農林水産省に対する不正確な報告の実数は不明であるが、当省が 40 豚農場（うち大規模農場は 20 農場）及び 40 鶏農場（うち大規模農場は 19 農場）の計 80 農場を抽出し、同家畜保健衛生所が立入検査の際に用いた独自のチェックシートの評価状況を確認したところ、7 豚農場（うち大規模農場は 1 農場）及び 9 鶏農場（うち大規模農場は 1 農場）の計 16 農場（うち大規模農場は 2 農場）において、以下のとおり、飼養衛生管理基準が遵守されていなかったが、農林水産省に対する同確認結果報告書には「指導が不要だった農場」として報告されており、実際の飼養衛生管理基準の遵守状況が正確に報告されていない。

- i) 7 豚農場（うち大規模農場は 1 農場）において、「野外にさらされていない水または消毒した水を給与していますか」など 3 項目のいずれかが遵守されていない。
- ii) 9 鶏農場（うち大規模農場は 1 農場）において、「衛生管理区域を設定し、ロープや看板などで部外者の入場を制限している」など 6 項目のいずれかが遵守されていない。

表 2 当省が抽出した 7 豚農場における飼養衛生管理基準が遵守されていない項目（平成 25 年度）

県南家畜保健衛生所におけるチェックシートの項目		遵守されていない農場数
1	家畜防疫に関する最新情報の把握 (略)	—
2	衛生管理区域の設定 (略)	—
3	農場への病原体の持込み防止 (略)	—
4	野生動物等からの病原体の感染防止	
	野外にさらされていない水または消毒した水を給与していますか	5 農場
5	衛生管理区域の衛生状態の確保 (略)	—
6	家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処	
	導入した家畜は、一定の期間、隔離飼育していますか	2 農場
7	万が一の伝染病発生時に備えた、埋却の準備	
	埋却のための土地を確保していますか	2 農場
8	感染ルートの早期特定のための記録の作成・保管 (略)	—
9	大規模農場（飼養頭数 3,000 頭以上）に関する追加措置 (略)	—

- (注) 1 県南家畜保健衛生所は、平成 25 年度において、飼養衛生管理基準チェックシートではなく、飼養衛生管理基準の項目のみの独自のチェックシートを用いている。
2 飼養衛生管理基準が遵守されていた項目は省略している。

表 3 当省が抽出した 9 鶏農場における飼養衛生管理基準が遵守されていない項目（平成 25 年度）

県南家畜保健衛生所におけるチェックシートの項目		遵守されていない農場数
人・車両等による侵入の防止		
農場	衛生管理区域を設定し、ロープや看板などで部外者の入場を制限している	5 農場
	農場（衛生管理区域）に立入する車両・人（履物）を消毒している	1 農場
	農場立入者を記録している	3 農場
鶏舎	(略)	—

	野鳥・野生動物による侵入の防止	防鳥ネット・金網を正しく設置している	1 農場
		ネット・金網・鶏舎に破損はない	1 農場
	飲用水、飼料の汚染による侵入の防止	(略)	—
	鶏舎内外の整理・整頓・清掃	鶏舎周辺の草刈り・環境整備を定期的に行っている	4 農場
	鶏の健康管理及び取扱い	(略)	—
	鶏糞の処理	(略)	—
	従業員の知識習得	(略)	—
		(注) 1 県南家畜保健衛生所は、平成 25 年度において、飼養衛生管理基準チェックシートではなく、飼養衛生管理基準の項目のみの独自のチェックシートを用いている。 2 飼養衛生管理基準が遵守されていた項目は省略している。	
栃木県 (県北家畜保健衛生所)	<p>飼養衛生管理基準等の遵守状況について、農林水産省が都道府県に対し示している飼養衛生管理基準チェックシートの評価区分の「○ (適正に行われている)」、「× (適正に行われていない)」及び「— (業務体制上、行う必要がない)」のみでは判断できない場合があるとして、「△ (適正に行われていると断定できないもの)」を追加して評価を実施している。</p> <p>しかしながら、県北家畜保健衛生所は、平成 25 年度における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果の農林水産省に対する報告に当たって、「△ (適正に行われていると断定できないもの)」と判断した項目については、飼養衛生管理基準等の遵守状況について指導を行っているにもかかわらず、立入検査時に家畜の所有者が改善の意思を表明しているとして、「飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書」には「指導が不要だった農場」として報告している。</p> <p>同家畜保健衛生所は、「△ (適正に行われていると断定できないもの)」と判断した項目がみられた農場数を集計していないため、農林水産省に対する不正確な報告の実数は不明であるが、農林水産省に対する報告において、1,096 牛農場のうち 211 農場、48 豚農場のうち 36 農場、26 鶏農場のうち 8 農場が「指導が不要だった農場」として報告しており、これらの中には、「△ (適正に行われていると断定できないもの)」と判断したものも含まれていると考えられ、実際の飼養衛生管理基準等の遵守状況が正確に報告されていない可能性がある。</p>		
沖縄県 (中央家畜保健衛生所)	<p>48 鶏農場に対する平成 25 年度における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果の農林水産省への報告に当たって、指導内容が直ちに改善又は改善される見込みであった項目については、飼養衛生管理基準等の遵守状況について指導を行っている場合であっても、農林水産省に対する「飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書」には「指導が不要だった農場」として報告している。</p> <p>中央家畜保健衛生所は、指導内容が直ちに改善又は改善される見込みであった農場数を集計していないため、農林水産省に対する不正確な報告の実数は不明であるが、当省が 40 鶏農場 (うち大規模農場は 3 農場) を抽出し、同家畜保健衛生所が立入検査の際に用いた農林水産省が都道府県に対し示している飼養衛生管理基準チェックシートの評価状況を確認したところ、28 農場 (うち大規模農場は 2 農場) において、「車両消毒の実施 (入場車両の消毒を常時行っている)」、「家きん舎ごとの専用の靴の着用 (家きん舎ごとの専用の靴を設置し、着用している)」など 30 項目のいずれかが遵守されていなかったが、同確認結果報告書には「指導が不要だった農場」として報告されており、実際の飼養衛生</p>		

管理基準等の遵守状況が正確に報告されていない。

表 当省が抽出した 28 鶏農場における飼養衛生管理基準等が遵守されていない項目
(平成 25 年度)

飼養衛生管理基準チェックシートにおける項目		遵守されていない農場数
1	防疫に関する情報の把握	0
2	(1) 衛生管理区域の設定	2 農場
	(2) 衛生管理区域の境界の明瞭化	1 農場
3	人・車両の入場制限	0
4	(1) 車両用消毒薬の常設	12 農場
	(2) 車両消毒の実施	17 農場
5	(1) 立入者用の消毒薬の常設	8 農場
	(2) 立入者の消毒の実施	9 農場
6	(1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用	7 農場
	(2) 家きん舎ごとの専用の靴の着用	20 農場
	(3) 適切な方法による衣服・靴の着用 ※	23 農場
7	立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	7 農場
8	他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒	2 農場
9	海外使用物品の持ち込み制限	9 農場
10	(1) 給餌施設への排泄物混入防止対策	3 農場
	(2) 飼料保管場所への排泄物混入防止対策	3 農場
11	飲用に適した水の給与	1 農場
12	(1) 衛生管理区域への野生動物侵入対策 ※	4 農場
	(2) 家きん舎への野生動物侵入対策	4 農場
	(3) 破損箇所の定期的確認及び修繕	4 農場
	(4) 排せつ物処理施設への野生動物侵入対策 ※	2 農場
13	(1) 家きん舎の破損箇所の修繕	2 農場
	(2) 家きん舎のねずみ・害虫の駆除	2 農場
14	家きん舎・器具の清掃又は消毒	2 農場
15	空の家きん舎・ケージの清掃及び消毒	2 農場
16	適切な密度での飼養	0
17	(1) 排せつ物運搬時の車両消毒 ※	4 農場
	(2) 排せつ物運搬時の飛散防止対策 ※	4 農場
18	家畜保健衛生所への連絡体制の確保	0
19	家きんの異状時の獣医師の診療・指導	0
20	毎日の家畜の健康観察	0
21	(1) 導入元の疾病発生状況等の確認	0
	(2) 導入家きんの隔離の実施	0
22	移動前の健康状態の確認	0
23	埋却・焼却・化製処理の準備	2 農場
24	(1) 立入時の記帳等の周知 ※	13 農場
	(2) 立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管	16 農場
25	獣医師による定期指導	3 農場
26	従業員による通報体制の確保	3 農場

(注) 「※」は、飼養衛生管理基準チェックシートの中で、飼養衛生管理基準には規定されていないが、飼養衛生管理の上で有効なものであるため、必要に応じてその実施を指導することとされている項目を示す。

(注) 当省の調査結果による。

iii) 飼養衛生管理基準等の遵守について改善指導を行った農場について、改善措置の実施状況を実地に確認していないにもかかわらず、家畜の所有者から改善の意思を確認したことなどをもって、「改善済」として報告しているもの

調査対象 家畜保健 衛生所	調査結果
北海道 (網走家 畜保健衛 生所)	<p>平成 25 年度における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果の農林水産省に対する報告に当たって、飼養衛生管理基準等が遵守されていない家畜の所有者が指導時に改善を約束した場合は、改善状況を実地に確認していないにもかかわらず、農林水産省に対する「チェック表に基づいて改善指導を行った農場数」(牛又は豚農場の報告様式)及び「改善指導内容」(鶏農場の報告様式)には全て「改善済みの農場数」として報告している。</p> <p>網走家畜保健衛生所は、指導時に改善を約束した農場数を集計していないため、農林水産省に対する不正確な報告の実数は不明であるが、「チェック表に基づいて改善指導を行った農場数」及び「改善指導内容」で「改善済みの農場数」としたのものの中には、改善状況を実地に確認していない農場も含まれていると考えられ、実際の飼養衛生管理基準等の遵守状況が正確に報告されていない可能性がある。</p>
新潟県 (中央家 畜保健衛 生所)	<p>飼養衛生管理基準等の遵守状況を的確に把握するため、農林水産省が都道府県に対し示している飼養衛生管理基準チェックシートの評価区分の「○(適正に行われている)」、「×(適正に行われていない)」及び「－(業務体制上、行う必要がない)」のみでは判断できない場合があるとして、「△(立入検査時に要改善状態だが、家畜の所有者を指導した結果、改善する旨の回答を得たもの)」を追加して評価を実施している。</p> <p>しかしながら、新潟県においては、平成 25 年度における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果の農林水産省に対する報告に当たって、「△(立入検査時に要改善状態だが、家畜の所有者を指導した結果、改善する旨の回答を得たもの)」と判断した項目について、改善状況を実地に確認していないにもかかわらず、農林水産省に対する「チェック表に基づいて改善指導を行った農場数」には「改善済みの農場数」として報告している。</p> <p>調査対象とした中央家畜保健衛生所は、100 牛農場のうち 93 農場及び 45 豚農場のうち 41 農場(注)について、平成 25 年度の飼養衛生管理基準チェックシートで「△(立入検査時に要改善状態だが、家畜の所有者を指導した結果、改善する旨の回答を得たもの)」と判断した項目があるが、これらの農場の中には改善状況を実地に確認していない農場も含まれていると考えられ、実際の飼養衛生管理基準等の遵守状況が正確に報告されていない。</p> <p>(注) 鶏農場については、中央家畜保健衛生所が飼養衛生管理基準等の遵守状況を整理した表と農林水産省への報告結果の不一致がみられ、「△(立入検査時に要改善状態だが、家畜の所有者を指導した結果、改善する旨の回答を得たもの)」と判断した項目を「改善済み」としている状況を確認することができなかった。</p>

(注) 当省の調査結果による。

iv) 報告様式の記載欄を間違えるなどにより、飼養衛生管理基準等の遵守状況が正確に報告されていないもの

調査対象 家畜保健 衛生所	調査結果																																																						
群馬県 (中部家畜保健衛生所)	<p>182 牛農場及び 60 豚農場の計 242 農場の平成 25 年度における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果の農林水産省に対する報告に当たって、これらの農場数を全て「飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書」の「指導を行った農場数」とし、その内数である「うち、改善済み」の農場には 1 牛農場及び 9 豚農場、「うち、改善指導中」の農場には 181 牛農場及び 51 豚農場と報告している。</p> <p>しかしながら、中部家畜保健衛生所は、「指導を行った農場数のうち、改善済」には「指導が不要だった農場数」を、「指導を行った農場数のうち、改善指導中」には「指導を行った農場数」を、それぞれ記載して報告しており、実際の飼養衛生管理基準等の遵守状況が正確に報告されていない。</p> <p>なお、同家畜保健衛生所では、指導を行った農場における改善状況を未集計のため、実際の「改善済」及び「改善指導中」の農場数の内訳は不明である。</p> <p>表 中部家畜保健衛生所が行った誤報告の内容</p> <table border="1" data-bbox="296 898 1455 1068"> <thead> <tr> <th rowspan="2">畜種</th> <th rowspan="2">立入農場数</th> <th rowspan="2">指導が不要だった農場数</th> <th colspan="3">指導を行った農場数</th> </tr> <tr> <th>うち、改善済</th> <th>うち、改善指導中</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛</td> <td>182</td> <td>0</td> <td>182</td> <td>1</td> <td>181</td> </tr> <tr> <td>豚</td> <td>60</td> <td>0</td> <td>60</td> <td>9</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>242</td> <td>0</td> <td>242</td> <td>10</td> <td>232</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 中部家畜保健衛生所の実際の立入検査、指導の状況</p> <table border="1" data-bbox="296 1153 1455 1323"> <thead> <tr> <th rowspan="2">畜種</th> <th rowspan="2">立入農場数</th> <th rowspan="2">指導が不要だった農場数</th> <th colspan="3">指導を行った農場数</th> </tr> <tr> <th>うち、改善済</th> <th>うち、改善指導中</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛</td> <td>182</td> <td>1</td> <td>181</td> <td>(未集計)</td> <td>(未集計)</td> </tr> <tr> <td>豚</td> <td>60</td> <td>9</td> <td>51</td> <td>(未集計)</td> <td>(未集計)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>242</td> <td>10</td> <td>232</td> <td>(未集計)</td> <td>(未集計)</td> </tr> </tbody> </table>	畜種	立入農場数	指導が不要だった農場数	指導を行った農場数			うち、改善済	うち、改善指導中		牛	182	0	182	1	181	豚	60	0	60	9	51	計	242	0	242	10	232	畜種	立入農場数	指導が不要だった農場数	指導を行った農場数			うち、改善済	うち、改善指導中		牛	182	1	181	(未集計)	(未集計)	豚	60	9	51	(未集計)	(未集計)	計	242	10	232	(未集計)	(未集計)
畜種	立入農場数				指導が不要だった農場数	指導を行った農場数																																																	
		うち、改善済	うち、改善指導中																																																				
牛	182	0	182	1	181																																																		
豚	60	0	60	9	51																																																		
計	242	0	242	10	232																																																		
畜種	立入農場数	指導が不要だった農場数	指導を行った農場数																																																				
			うち、改善済	うち、改善指導中																																																			
牛	182	1	181	(未集計)	(未集計)																																																		
豚	60	9	51	(未集計)	(未集計)																																																		
計	242	10	232	(未集計)	(未集計)																																																		
新潟県 (中央家畜保健衛生所)	<p>平成 25 年度における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果の農林水産省に対する報告に当たって、以下のとおり、飼養衛生管理基準等の遵守状況を正確に報告していない。</p> <p>① 農林水産省が都道府県に対し示している飼養衛生管理基準チェックシートの中で「飼養衛生管理基準には規定されていないが、飼養衛生管理の上で有効なものであるため、必要に応じてその実施を指導」するよう求めている項目のみを指導した農場は、農林水産省に報告する「飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書」の「指導を行った農場数」に計上せずに報告すべきところ、牛農場、豚農場及び 100 羽以上 1,000 羽未満の採卵鶏農場について、誤ってこれを含めて報告している。</p> <p>② 1,000 羽以上の肉用鶏農場について、3 農場に対し、飼養衛生管理基準に定める「家きん舎への野生動物侵入対策（防鳥ネット等の設置により家きん舎に野生動物の侵入を防止することができる措置を講じている）」、「家きん舎のねずみ・害虫の駆除（家きん舎内のねずみ及び害虫の駆除に必要な措置を講じている）」又は「移動前の健康状態の確認（出荷又は移動の直前に家きんの健康状態を確認している）」について指導しているにもかかわらず、「指導を行った農場数」に含めていない。</p>																																																						

表 中央家畜保健衛生所における平成 25 年度の飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果の農林水産省に対する報告状況

畜種		立入農場数	指導を行った農場数 (誤)	指導を行った農場数 (正)	「必要に応じてその実施を指導」する項目のみ指導を行った農場数	指導を行っていない農場数
牛		100 農場	96 農場	86 農場	9 農場	5 農場
	肉用	24 農場	22 農場 (注)	16 農場	5 農場	3 農場
	乳用	76 農場	74 農場	70 農場	4 農場	2 農場
豚		45 農場	42 農場	28 農場	14 農場	3 農場
鶏		36 農場	6 農場	3 農場	31 農場	2 農場
肉用	1,000 羽以上	6 農場	0	3 農場	3 農場	0
	100 羽以上 1,000 羽未満	1 農場	0	0	1 農場	0
採卵	1,000 羽以上	22 農場	0	0	21 農場	1 農場
	100 羽以上 1,000 羽未満	7 農場	6 農場	0	6 農場	1 農場

(注) 肉用牛農場の「指導を行った農場数(誤)」欄について、指導を行った 16 農場と「必要に応じてその実施を指導」する項目のみ指導を行った 5 農場の合計は 21 農場となるが、中央家畜保健衛生所において、集計を誤り、22 農場として報告されている。

(注) 当省の調査結果による。